

# 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に基づく 計画認定等事務取扱要領

制定 6 政第 155 号令和 6 年 10 月 1 日  
改正 6 政第 329 号令和 7 年 3 月 31 日  
農林水産省大臣官房技術総括審議官通知

## 第 1 趣旨

この要領は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「法」という。）、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（令和 6 年政令第 279 号。以下「施行令」という。）及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則（令和 6 年農林水産省令第 50 号。以下「規則」という。）並びに生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（令和 6 年農林水産省告示第 1777 号。以下「基本方針」という。）その他関係法令に基づき、法第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定、法第 13 条第 1 項に規定する開発供給実施計画の認定等の事務について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 用語の定義（法第 2 条関係）

### 1 スマート農業技術（第 1 項）

- (1) 法第 2 条第 1 項に規定する「スマート農業技術」は、①農業機械等に組み込まれること、②遠隔操作、自動制御その他の情報通信技術を用いた技術であること、③農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであることのいずれの要素にも該当する技術をいう。
- (2) 同項に規定する「農業機械等」とは、農業の用に供される機械、ソフトウェアその他規則第 1 条で定めるものをいい、専ら農業の用に供されるものだけでなく、主として農業の用に供され、かつ農業以外の産業の用に供されるものも含む。「農業の用に供される」とは、農作業又は農業の経営管理のために用いられることをいう。
- 同項に規定する「情報通信技術」は、電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられる、いわゆるデジタル技術を指すものであり、例えば、ロボットや人工知能（AI）、インターネット回線を用いたインターネット・オブ・シングス（IoT）に用いられる技術のほか、電波、電子回路等を介して作用する情報技術や通信技術が該当し、空気圧や油圧、ギアその他の物理構造のみを利用して機械を動作させる技術は含まない。
- 同項に規定する「農作業」は、耕作や養畜に直接必要な作業とこれに附随する作業を指し、例えば、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え、収穫後の調製・選別・集出荷、自ら使用する肥料や飼料の製造等が該当する。

同項に規定する「農業の生産性を相当程度向上させることに資する」とは、技術の活用によって、慣行的な方法に照らして同項に規定する農作業の効率化等に有意な効果が得られることをいう。

- (3) 例えば、農業用トラクタや生育診断システム（衛星画像等から生育状況を診断するソフトウェア）等は「農業機械等」に該当するが、太陽光発電設備や一般的な天気予報アプリ、汎用会計ソフト、スマートフォン等の汎用デバイス等、主として農業の用に供するといえない汎用的機能を有し、農業以外の産業の用に供されるものは、「農業機械等」に該当しない。

農業用ドローン、電動アシストスーツ、遠隔操作や自動制御機能の付いた収穫機は、デジタル技術である「情報通信技術」を用いたものに該当するが、空気圧式アシストスーツ、遠隔操作や自動走行機能の付いていない収穫機は、「情報通信技術」を用いたものに該当しない。

遠隔操作や自動操縦機能を有する農業用トラクタは、慣行的な方法に比して農作業の効率化等に有意な効果を得られるが、一般的な農業用トラクタ（自動制御機能が搭載されておらず、エンジンやミッション等を制御する ECU が搭載されているもの等）は、慣行的な方法に照らして農作業の効率化等に有意な効果が得られるとはいえないため、「農業の生産性を相当程度向上させることに資する」ものに該当しない。

- (4) なお、スマート農業技術に該当するかどうかは、法、規則及び基本方針の規定に即し、その技術を構成する要素技術、技術の機能及び効果の有効性を勘案し、柔軟に判断するものとする。

## 2 農業者等（第2項）

- (1) 法第2条第2項に規定する「農業者」とは、農業経営を実質的に主宰する者をいい、同項に規定する「農業者又はその組織する団体」には、個人の農業経営体のほか、農地所有適格法人、農事組合法人、農地を借り受けて農業経営を行う法人、農業協同組合等農業者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人、農業協同組合内の農業者で構成される生産部会や集落営農組織等、農業者を構成員等とする任意の組織等が該当する。
- (2) 生産方式革新実施計画の申請者は、法第7条第1項の規定により農業者等である必要がある。また、生産方式革新実施計画の申請者である農業者等が団体である場合にあっては、同項の規定に基づき、その構成員等の行う生産方式革新事業活動に関する取組の内容も計画に含めることができ、当該生産方式革新実施計画がその認定を受けた場合には、申請者である団体だけでなく、当該構成員等にも特例措置（法第9条から第12条までの規定又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の5若しくは第44条の5の規定に基づく措置をいう。この項及び第3において同じ。）を適用することができる。なお、特例措置を適用する場合には、生産方式革新実施計画に当該特例措置が適用される農業者各々の生産方式革新事業活動に関する取組の内容の記載が必要となり、かつ、当該生産方式革新事業活動に関する取組の内容が当該特例措置の適用の要件に適合していることが必要であることに留意する。

### 3 生産方式革新事業活動（第3項）

- (1) 法第2条第3項に規定する「生産方式革新事業活動」は、同項第2号の事業活動（以下「2号活動」という。）を新たに行い、又はその拡大を図るものでなければならないものとし、同項第1号の事業活動（以下「1号活動」という。）を既に行っている農業者等が2号活動のみを新たに行い、又は拡大を図る場合を含むものとする。
- (2) 生産方式革新事業活動は、基本方針第一の2に定める事項に適合して行われるものとする。農業者等が共同して、又は団体である農業者等が生産方式革新実施計画の認定の申請を行う場合には、当該申請に係る複数の農業者等又は団体である農業者等（その構成員等を含む。）の行う生産方式革新事業活動の全体で基本方針第一の2（1）③に定める事項に適合すれば足りるものとする。また、この場合には、基本方針第一の2（1）③に規定する「作付面積又は売上高のおおむね過半」かどうかについては、当該生産方式革新事業活動に係る1号活動及び2号活動に既に取り組んでいる者に係る作付面積又は売上高を含めて判断することとし、畜産においては、作付面積に代わり飼養頭数により判断することができる。
- (3) 生産方式革新事業活動は、2号活動に係る農産物の新たな生産の方式の導入の内容が、1号活動に係るスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に照らして適切であり、かつ、当該スマート農業技術の活用による法第2条第1項に規定する「農作業の効率化等」の効果を十分に発揮させるために行うものとして合理的である必要がある。そのため、生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等は、その申請の際に、必要に応じて、当該スマート農業技術に係る事業者等から示されている関係情報を添付することが望ましい。
- (4) 基本方針第一の2（3）に規定する「付加価値額」は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいい、「労働投入量」は労働者数又は労働者数に1人当たり年間就業時間を乗じた時間数をいう。「労働者数」は常時使用する従業員の数に代表者、役員、臨時雇用者（1年換算した人数）を足したものとする。ただし、相当数の農業者等が共同して計画を作成する等の事情でこれらの算出が困難な場合には、これらによらない簡易的かつ合理的な算出方法を計画に記載することで、これに代えることができる。
- (5) なお、生産方式革新事業活動は、農産物の生産活動の一環として行われる事業活動であり、農産物を生産し、及び出荷する事業の中で行われるもののほか、特定作業受託（基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。）の全てを受託して自ら農作業を行い、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売し、及びその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを内容とする作業受託をいう。）として行われる事業活動を含む。

### 4 スマート農業技術活用サービス（第4項）

- (1) 法第2条第4項に規定する「対価を得て継続的に行う」とは、役務の提供の事業

性を担保するための規定であり、同種の役務をいずれの者からも対価を得ることなく提供するもの、又は反復・継続せずに一時的に役務の提供を行うものは含まない。

「対価を得て」とは、役務を提供する対象である農業者等との間で、その役務の対価として他と区別して支払われるもののほか、他の役務と併せ包括的に支払われるものや、当該農業者等から農産物を調達する食品事業者等、当該農業者等以外の者から支払われるものを含む。また、「継続的に行う」とは、周年で行う業務に限らず、季節的に行う業務を含む。

同項第2号に規定する「農業機械等を使用させること」には、農業機械等のリース、レンタルその他の売買以外の方法により農業者等に農業機械等を使用させ、その対価を得る役務が含まれる。

同項第3号に規定する「農業に関する高度な知識又は技術」とは、スマート農業技術を組み込んだ農業機械等の操作、その活用により得られるデータの整理及び分析等、スマート農業技術を活用した農作業を行う上で有効な知識又は技術をいう。

「派遣すること」には、労働者派遣によるもののほか、例えば、農業者等の事務所において当該農業者等の従業員に対する研修の実施等を通じてスマート農業技術に関する高度な知識又は技術の習得を支援するために行う役務が含まれる。

(2) 主たる事業が農業や食品産業等である者であっても、農業者等の行う生産方式革新事業活動の促進に資するためにスマート農業技術活用サービスの提供を行う場合は、法第7条第3項の規定に基づき、他の農業者等が申請者となる生産方式革新実施計画に、スマート農業技術活用サービス事業者（同項第1号に規定するスマート農業技術活用サービス事業者をいう。以下同じ。）として行うスマート農業技術活用サービスの提供に関する取組を記載することができる。

(3) なお、スマート農業技術活用サービスの提供を含む法第7条第3項に規定する措置（以下「促進措置」という。）について、その実施主体であるスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者（同項第2号に規定する食品等事業者をいう。以下同じ。）が当該促進措置の一部又は全部を他の者に委託して効果的かつ効率的に行う場合にあっては、当該委託を受けて当該促進措置を実施する者による取組を生産方式革新実施計画に促進措置として位置づけ、その認定を受けることで、いずれの者に対しても特例措置を適用することができる。

## 5 開発供給事業（第5項）

(1) 法第2条第5項に規定する「生産方式革新事業活動に資する先端的な技術」とは、スマート農業技術のほか、生産方式革新事業活動のために用いられる農業機械等、種苗、肥料、農薬、農業用ソフトウェアその他の農業資材（これらに附帯して生産方式革新事業活動のために一体的に用いられるものを含む。以下同じ。）に関する技術であって、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果の発揮に必要であり、かつ、現行の技術の発達や普及の状況に照らして新規性を有するものをいう。

同項に規定する「スマート農業技術等の開発」には、農業資材について新たな機能又は性能を構築するために行うスマート農業技術等に関する試験研究のほか、既に確立されたスマート農業技術等について当該スマート農業技術等の性能の向上や

適用範囲の拡大等の技術上の改良のために行う試験研究が含まれる。

同項に規定する「スマート農業技術等を活用した農業機械等、種苗その他の農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給」とは、開発供給事業により開発したスマート農業技術等を活用した農業資材の生産及び販売又は当該スマート農業技術等を活用したスマート農業技術活用サービスの提供をいい、既に開発されたスマート農業技術等のみを対象とするものはこれに該当しない。

- (2) 開発供給事業を行う者は、単独で又は共同して、スマート農業技術等の開発並びに当該開発供給事業により開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材の生産及び販売又はスマート農業技術活用サービスの提供を行う者をいい、事業の種別等に特段の制約はない。
- (3) また、開発供給事業を行う者が、その行う開発供給事業の一部又は全部を他の者に委託（既に製造されている規格品・標準品の購入や数量決めによる発注等は該当しないものとする。）して効果的かつ効率的に行う場合にあっては、当該委託を受けて開発供給事業を行う者と共同で開発供給計画の認定の申請を行い、その認定を受けることで、いずれの者に対しても特例措置（法第 15 条から第 19 条までの規定又は租税特別措置法第 80 条の 3 の規定に基づく措置をいう。第 5 において同じ。）を適用することができる。

### 第 3 生産方式革新実施計画の認定等の手続（法第 7 条及び第 8 条関係）

#### 1 生産方式革新実施計画の申請方法等

- (1) 生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等は、法第 7 条第 1 項並びに規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、別記様式第 1 号の申請書に、別記様式第 2 号の生産方式革新実施計画その他必要書類を添付し、当該農業者等の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の長（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。
- (2) 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等が共同で生産方式革新実施計画の認定の申請を行う場合には、法第 7 条第 1 項及び規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、代表者を 1 名定めて行うものとする。

#### 2 認定生産方式革新実施計画の変更の申請

法第 8 条第 3 項に規定する認定生産方式革新実施計画の変更をしようとする場合、当該認定生産方式革新実施計画に係る農業者等は、法第 8 条第 1 項及び規則第 9 条の規定に基づき、別記様式第 3 号の申請書に、変更後の生産方式革新実施計画（別記様式第 2 号）及び変更前の認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動（促進措置を含む。3 及び 4 において同じ。）の実施状況を記載した書類（別記様式第 4 号）その他必要書類を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、提出方法については、1 を準用する。

#### 3 生産方式革新実施計画の認定審査

- (1) 認定審査における留意事項

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定（認定生産方式革新実施計画の変更の認定を含む。以下同じ。）に当たっては、次の①から⑫までに特に留意しつつ、法及び基本方針第一の3の規定に基づき審査を行うものとする。

- ① 生産方式革新実施計画の内容が、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化や、申請者である農業者等の行う農業の状況に応じた具体的な課題に対処するものとなっているか
- ② スマート農業技術の活用の内容が明確であり、かつ、農産物の新たな生産の方式の導入の内容が、当該スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に照らして、農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために合理的なものとなっているか
- ③ 農産物の新たな生産の方式の導入を新たに行い、又はその拡大を図るものとなっているか
- ④ 生産方式革新事業活動がその行う農業のおおむね過半で、かつ、活用するスマート農業技術の費用対効果を得られる規模で行うものとなっているか
- ⑤ 促進措置を計画に含める場合にあっては、当該促進措置の内容が明確であり、かつ、申請者である農業者等の行う生産方式革新事業活動と一体的に取り組むことが農業の生産性の向上に効果的なものとなっているか
- ⑥ 生産方式革新事業活動の目標、実施期間及び実施体制が、基本方針第一の2（3）から（5）までの要件を満たしているか
- ⑦ 生産方式革新事業活動の実施に当たり、許認可や届出等の必要な手続を適切に行うなど関係法令を遵守し、かつ、農作業の安全性の確保、知的財産の保護、農業に由来する環境への負荷の低減等に関して国が定めるガイドライン等を遵守しているか、また、導入する農業機械が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が実施する農業機械の安全性検査の対象農機に該当し、かつ、令和7年4月以降に新たに発売される型式である場合にあっては、研究機構が実施する安全性検査の合格機から選定されているか
- ⑧ 生産方式革新事業活動が、関係地方公共団体等との連携を図ること等により、関連する各種施策と調和して行われているか
- ⑨ 生産方式革新実施計画を実施するために必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であるか
- ⑩ 生産方式革新実施計画全体として整合性がとれており、かつ、実施期間、スケジュール、人員、経営状況等の体制や役割分担、関係者との連携の状況等から見て、生産方式革新事業活動が円滑かつ確実に実施できるものとなっているか
- ⑪ 特例措置のいずれかの適用を受けようとする場合にあっては、当該特例措置の適用条件を満たしているか
- ⑫ その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められるか

## （2）標準処理期間

生産方式革新実施計画の認定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間は、30日（法第10条の特例の適用に係る生産方式革新実施計画の場合は、45日）とする。

## （3）関係機関との連絡調整

- ① 地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等のうち代表者以外の農業者等の住所地又は主たる事務所の所在地を他の地方農政局長等が管轄する場合その他地方農政局長等が必要と認める場合、当該他の地方農政局長等に、申請書等を送付し、認定審査に必要な情報の提供や意見を求めるものとする。なお、促進措置を実施するスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者の主たる事務所を他の地方農政局長等が管轄する場合も、必要に応じて同様に対応するものとする。
- ② 地方農政局長等は、特例措置の適用に係る生産方式革新実施計画の認定の申請を受けたときは、必要に応じ、当該申請をした農業者等の了承を得た上で、当該特例措置に係る4（2）及び（3）に規定する関係機関に、当該申請に係る生産方式革新実施計画を送付して、連絡調整を行うものとする。
- ③ 農林水産大臣は、申請のあった生産方式革新実施計画に法第7条第4項第3号又は第4号に定める事項が記載されている場合にあっては、同条第6項の規定による協議を行うため、国土交通大臣に別記様式第5号による協議書を送付し、文書（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）によりその同意を得るものとする。
- ④ 地方農政局長等は、第4の4に定める投資促進税制の適用に係る生産方式革新実施計画の認定の申請を受けたときは、遅滞なく、当該生産方式革新実施計画を農林水産省本省に送付するものとする。農林水産省本省は、当該生産方式革新実施計画の内容が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の2の3第1項及び第2項並びに第28条の8第1項及び第2項に規定する農林水産大臣が定める基準（令和6年農林水産省告示第1778号。以下「税制告示」という。）に適合することを確認した上で、当該地方農政局長等に確認の結果を通知するものとする。
- ⑤ 北海道農政事務所は、法第7条第7項に規定する措置が記載された生産方式革新実施計画の認定の申請を受けたときは、遅滞なく、当該生産方式革新実施計画を農林水産省本省に送付するものとする。農林水産省本省は、当該生産方式革新実施計画の内容について、第4の1（1）に準じて確認した上で、北海道農政事務所へ確認の結果を通知するものとする。

#### 4 生産方式革新実施計画の認定結果の通知及び公表

##### （1）認定の通知

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定をしたときは、当該生産方式革新実施計画の申請者（共同して申請をした場合にはその代表者。この項及び（4）において同じ。）に対し、別記様式第6号により、認定通知書を交付するものとする。地方農政局長等は、必要と認める場合は、生産方式革新実施計画が認定されたことを農林水産大臣が証明する認定証を、当該認定を受けた農業者等に対して交付することができる。

##### （2）関係機関への通知

- ① 地方農政局長等は、生産方式革新実施計画に法第7条第7項に規定する措置が記載されている生産方式革新実施計画の認定をした場合には、当該措置に係る農作物栽培高度化施設の所在地を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律

(昭和 26 年法律第 88 号) 第 3 条第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。) に対し、遅滞なく、別記様式第 7 号により、当該認定に係る認定通知書、生産方式革新実施計画及び規則第 3 条第 2 項第 4 号ホに規定する営農に関する計画を添えて、通知するものとする。

- ② 地方農政局長等は、法第 7 条第 8 項に規定する産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業が記載されている生産方式革新実施計画の認定をした場合には、独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対し、遅滞なく、別記様式第 8 号により、当該認定に係る認定通知書及び生産方式革新実施計画を添えて、通知するものとする。

### (3) 関係機関への情報提供

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定をした場合において、当該生産方式革新実施計画が次の①から③までに定める事項に該当するときには、当該事項ごとにそれぞれ次の①から③までに規定する者に対して、当該生産方式革新実施計画の認定をした旨の情報提供を行うことが望ましい。その際、必要に応じ、当該認定に係る認定通知書及び生産方式革新実施計画を添えて行うものとする。

- ① 法第 10 条（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）の特例）の適用を受ける場合 国土交通省本省
- ② 第 4 の 3 に定める措置（公庫による資金の貸付け）の適用を受ける場合 当該生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が行われる区域を管轄する株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）の担当支店
- ③ 当該認定に係る生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が行われる区域を複数の地方農政局等が管轄する場合 当該生産方式革新事業活動が行われる区域を管轄する全ての地方農政局等（当該認定に係る地方農政局等を除く。）

### (4) 不認定の通知

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定をしないときは、申請者に対し、別記様式第 9 号により、認定をしない理由を明らかにした上で、その旨を通知するものとする。

### (5) 概要の公表

地方農政局長等は、法第 7 条第 9 項（法第 8 条第 6 項の規定により準用する場合を含む。）及び規則第 8 条の規定に基づき、生産方式革新実施計画の認定をした場合にあつては、当該生産方式革新実施計画の認定の日付、認定を受けた農業者等（当該認定に係る生産方式革新実施計画に促進措置に関する事項が含まれる場合にあつては、当該認定を受けた農業者等及び当該促進措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者（以下「促進事業者」という。）の名称及び当該生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の概要を地方農政局等のホームページにおいて公表するものとする。

また、地方農政局長等は、認定を受けた生産方式革新実施計画の概要を公表した場合には、当該生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が行われる区域を管轄する都道府県知事に対して、その旨の情報提供を行うものとする。

## 5 生産方式革新実施計画の軽微な変更の届出

認定を受けた農業者等は、認定生産方式革新実施計画について規則第10条に規定する軽微な変更をした場合は、法第8条第2項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第11号による届出書を地方農政局長等に提出するものとする。なお、提出方法については、1を準用する。

また、地方農政局長等は、農地法（昭和27年法律第229号）の特例措置に係る生産方式革新実施計画の軽微な変更の届出を受けた際は、当該農作物栽培高度化施設の所在地を管轄する農業委員会に対して、遅滞なく、別記様式第11号による届出書を添えて通知するものとする。

## 6 生産方式革新実施計画の認定の取消し

### (1) 助言及び指導の実施

地方農政局長等は、第7に定める報告の徴収等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお事業に着手していないなど、認定生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が適切に実施されていないと認められる場合には、認定生産方式革新事業者に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

### (2) 認定の取消し

地方農政局長等は、(1)の助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれないなど、認定生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が適切に実施される見込みがないと認められる場合には、行政手続法等の関係法令に規定する手続を行い、法第8条第3項の規定に基づき認定を取り消し、別記様式第12号により、認定を取り消された計画に係る農業者等及び促進事業者に対して通知するとともに、同条第5項の規定に基づき、その旨を地方農政局等のホームページにおいて公表するものとする。

### (3) 関係機関への通知等

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定を取り消した場合には、当該生産方式革新実施計画の認定をした際に通知した第3の4(2)②に規定する関係機関に対して、遅滞なく、別記様式第13号により、認定を取り消した旨を通知するものとする。また、第3の4(2)①及び(3)に規定する関係機関に対し、認定を取り消した旨の情報提供を行うことが望ましい。

### (4) 特例措置の取扱い

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定を取り消した場合にあっては、当該生産方式革新実施計画に係る特例措置の取扱いについて、次の①から④までに留意し、認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等及び促進事業者に対して、各関係機関との連絡調整をはじめ、適切な措置を講ずるよう助言及び指導を行うものとする。

#### ① 農地法の特例（法第9条）

認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等は、認定が取り消された日以後は、農地法第43条第1項の規定に基づく届出をしていない状態となることから、認定が取り消された日以後に農作物栽培高度化施設を設置しようとする場合には、改めて農地法に基づく届出の手続を要することとなること。また、

認定が取り消された日以前にすでに農作物栽培高度化施設を設置した場合にあっては、農地法第 44 条の規定に基づく勧告の対象となるおそれがあること。

② 航空法の特例（法第 10 条）

認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等及び促進事業者は、認定が取り消された日以後は、航空法第 132 条の 85 第 4 項第 2 号の許可又は同法第 132 条の 86 第 5 項第 2 号の承認を受けていない状態となることから、認定が取り消された日以後に航空法に係る措置を行う場合には、改めて航空法の許可又は承認の手続を要することとなること。

③ 野菜生産出荷安定法の特例（法第 11 条）

認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等は、認定が取り消された日以後は、野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 10 条第 1 項に規定する登録生産者とみなせなくなるとともに、それ以前に締結した交付金に係る契約は失効する扱いとなることから、認定が取り消された日以後に、契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）の活用を希望する場合には、改めて野菜生産出荷安定法に基づき、要件の確認や手続を要することとなること。

④ 第 4 の 3 の措置（公庫による資金の貸付け）

認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等及び促進事業者は、当該認定を取り消された計画に従って行われる生産方式革新事業活動に必要な資金を公庫から借り入れている場合は、当該借入金について、繰上償還等の手続が必要となるおそれがあること。

(5) 認定取消しの申出

生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等は、災害その他の事情により生産方式革新事業活動を継続することが困難である等の場合には、別記様式第 14 号により、地方農政局長等に対し、自発的に認定の取消しを申し出ることができるものとする。申出の方法については、1 を準用する。

地方農政局長等は、自発的な認定の取消しの申出があった場合には、当該認定を取り消すものとする。この場合には、(2) から (4) までを準用する。

(6) その他の認定取消し

農林水産大臣又は地方農政局長等は、(2) 及び (5) によるもののほか、生産方式革新実施計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合など、認定の根拠が失われたと認められる場合には、必要に応じ、その認定を取り消すものとする。この場合には、(2) から (4) までを準用する。

## 第 4 認定生産方式革新実施計画に係る措置

### 1 行政手続のワンストップ化（法第 9 条及び第 10 条）

法第 9 条及び第 10 条の規定に基づく措置は、生産方式革新実施計画の実施に伴う複数の行政手続に係る申請を一本化し、手続の簡素化を図るものである。

地方農政局長等は、これらの特例の適用に係る生産方式革新実施計画の認定に当たっては、各個別法の許可等の基準を緩和するものではないこと並びに次の (1) 及び (2) の事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

(1) 農地法の特例（法第9条）

- ① 法第9条の規定の適用を受けようとする農業者等から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表4、5、6及び規則第3条第2項第4号に掲げる書類その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 法及び基本方針の規定に適合していることに加え、申請に係る施設が農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第88条の3及び「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」（平成30年11月20日30経営第1796号経営局長通知。以下「農地法通知」という。）第2に規定する基準に適合している必要があること。また、その確認に当たっては、農地法通知第3の1（2）及び（3）並びに2（1）を参考にし、必要に応じて都道府県の施設園芸関係部局や関係する農業委員会に助言を求めること。
- ③ 地方農政局長等は、法第9条の規定の適用を受けようとする農業者等に対して、生産方式革新実施計画の認定に係る審査が②に則して行われること、農地法通知第2の1（3）、第3の2（2）及び（5）並びに第4の1（1）に規定する事項等について必要な助言及び指導を行うこと。
- ④ 地方農政局長等は、農地法の特例に係る生産方式革新実施計画の認定をしたときは、法第7条第7項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第7号により、農作物栽培高度化施設の所在地を管轄する農業委員会に通知すること（詳細は、第3の4（2）①を参照）。また、当該農作物栽培高度化施設の用に供される農地が土地改良区の地区内にあるときは、当該土地改良区に通知すること。

(2) 航空法の特例（法第10条）

- ① 法第10条の規定の適用を受けようとする者から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表7その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 法及び基本方針の規定に適合していることに加え、農林水産大臣は、法第7条第4項第3号又は第4号に定める事項について、法第7条第6項の規定に基づき、別記様式第5号により、国土交通大臣に協議し、その同意を文書で得る必要があること（詳細は、第3の3（3）③を参照）。なお、本手続は、協議の相手方が国土交通大臣であることに鑑み、農林水産大臣から協議することとする。
- ③ 地方農政局長等は、法第10条の規定の適用を受けようとする者に対して、生産方式革新実施計画の認定に係る審査は、国土交通大臣において「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成27年11月17日国空航第684号、国空機第923号航空局長通知。）に則して行われること、同条により無人航空機の飛行に関する許可又は承認があったものとみなされた後に航空法に基づく報告徴収等が行われる場合があること、同法第132条の88から第132条の91までその他同法の規定に基づき、飛行計画の通報、飛行日誌の備え、事故等の場合の措置その他必要な措置を講じなければならないことについて事前に必要な周知を行うこと。
- ④ 地方農政局長等は、航空法の特例に係る生産方式革新実施計画の認定をしたときは、国土交通省本省に、その旨の情報提供をすること（詳細は、第3の4（3）を参照）
- ⑤ 法第7条第4項第3号又は同項第4号に掲げる行為に係る生産方式革新実施計

画の認定を受けることにより航空法の規定に基づく許可又は承認があったものとみなす効力は、当該生産方式革新実施計画の認定の日から当該計画に記載された生産方式革新事業活動の実施期間の終了時点まで有効であること。また、法第7条第4項第3号又は第4号に定める事項について変更がある場合には、法第8条第1項の規定に基づき、遅滞なく第3の2により認定生産方式革新実施計画の変更の認定を受ける必要があり、同条第1項ただし書に規定する軽微な変更には当たらないこと。

## 2 野菜生産出荷安定法の特例（法第11条）

法第11条の規定に基づく措置は、法第7条第8項に規定する産地連携野菜供給契約に基づき野菜生産出荷安定法第2条に規定する指定野菜の供給の事業が記載された生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等について、当該農業者等を同法第10条に規定する登録生産者とみなして同法第12条の規定を適用し、契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）を活用できるものである。

地方農政局長等は、法第11条の規定の適用に係る生産方式革新実施計画の認定に当たっては、次の①から⑥までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① 法第11条の規定の適用を受けようとする農業者等から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表8その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 当該産地連携野菜供給契約の内容が野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）の（別記3）契約指定野菜安定供給事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める要件を満たしていること。
- ③ 地方農政局長等は、法第11条の規定の適用を受けようとする農業者等に対して、生産方式革新実施計画の認定に係る審査が②に則して行われること、独立行政法人農畜産業振興機構や、④に関する意向を持つ農業者等に対しては、関係都道府県に事前に相談を行うことが望ましいこと等の必要な助言を行うこと。
- ④ 実施要領第8の2(2)に基づき、「野菜価格安定対策事業の推進について」（令和5年4月25日付け4農産第4453号—1農林水産省農産局長通知）の（別記3）契約指定野菜安定供給事業（以下「推進通知」という。）第5の5(1)を満たす場合であって、実施要領第8の2(2)ただし書の交付予約を締結しようとするときには、当該農業者等は、実施要領第8の2(3)及び推進通知第5の5(2)に基づき、あらかじめ、当該交付予約に係る対象野菜について、「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に定める産地強化計画を策定し、都道府県知事の認定を受ける必要があること。
- ⑤ 地方農政局長等は、野菜法の特例に係る生産方式革新実施計画の認定をしたときは、法第7条第8項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第8号により、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知すること（詳細は、第3の4(2)②を参照）。
- ⑥ この措置は、認定生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の実施期間においてのみ適用されるものであること。

### 3 公庫による資金の貸付け（法第 12 条）

認定生産方式革新事業者は、法第 12 条等の規定に基づき、公庫から認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動の実施に必要な資金の貸付けを受けることができる。なお、公庫からの当該資金の貸付けは、法、施行令、規則、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号）、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律第 12 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（令和 6 年 10 月 1 日財務省・農林水産省告示第 33 号）、沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号の規定に基づく主務大臣の指定するもの（昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号）、スマート農業技術活用促進金融通措置要綱（令和 6 年 10 月 1 日付け 6 政第 154 号農林水産事務次官依命通知）その他関係法令及び通知に基づき行われるものである。

地方農政局長等は、法第 12 条の規定の適用に係る生産方式革新実施計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① 法第 12 条の規定に基づき資金の貸付けを受けようとする者から、生産方式革新実施計画の認定に際して、別表 1、2 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 公庫からの資金の貸付けを希望する者は、生産方式革新実施計画の認定に加え、公庫が別に定める様式により公庫に対し借入れの申込みを行う必要があるため、地方農政局長等は、公庫からの資金の貸付けに係る当該生産方式革新実施計画の認定について事前の相談を受けた場合には、公庫と情報共有を図るとともに、当該生産方式革新実施計画に係る貸付けを希望する者に対して、公庫に事前の相談を行うよう申請者を通じて助言を行うこと。
- ③ 地方農政局長等は、公庫による資金の貸付けに係る生産方式革新実施計画の認定をしたときは、当該生産方式革新事業活動が行われる区域を管轄する公庫の担当支店にその旨の情報提供をすること（詳細は第 3 の 4（3）参照。）。)

### 4 投資促進税制（租税特別措置法第 11 条の 5 又は第 44 条の 5）

(1) 農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者（法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する役務を提供する者に限る。この項において同じ。）及び食品等事業者は、租税特別措置法第 11 条の 5 又は第 44 条の 5、租税特別措置法施行令第 6 条の 2 の 3 又は第 28 条の 8、税制告示その他関係法令の規定により、次の①から③までに掲げる所得税又は法人税の特例を受けることができる。

- ① 基本方針第四の 2 に規定する要件を満たすものとして農林水産大臣の認定を受けた生産方式革新実施計画に従って認定生産方式革新事業者である農業者等が基本方針第四の 2（1）に該当する機械及び装置、器具及び備品、建物等（建物及びその附属設備並びに構築物をいう。以下同じ。）を導入した場合における、その取得価額の 32%（建物等にあつては、その取得価額の 16%）の特別償却
- ② 基本方針第四の 3 に規定する要件を満たすものとして農林水産大臣の認定を受けた生産方式革新実施計画に従って認定生産方式革新事業者であるスマート農業技術活用サービス事業者が基本方針第四の 3（1）⑥の機械及び装置を導入した

場合における、その取得価額の25%の特別償却

- ③ 基本方針第四の3に規定する要件を満たすものとして農林水産大臣の認定を受けた生産方式革新実施計画に従って認定生産方式革新事業者である食品等事業者が基本方針第四の3(2)⑦の機械及び装置を導入した場合における、その取得価額の25%の特別償却

(2) 地方農政局長等は、投資促進税制の適用に係る生産方式革新実施計画の認定に当たっては、次の①及び②の事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① (1)の特例の適用を受けようとする農業者等及び促進事業者から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表3その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 地方農政局長等は、(1)の特例の適用に係る認定生産方式革新事業者に対して、第7の(1)に規定する毎年度の生産方式革新実施計画の実施状況の報告において、導入した設備等((1)の特例のいずれかが適用されるものに限る。)に係る導入の時期、利用の状況その他必要な事項についても報告を行う必要があること、認定生産方式革新事業者である農業者等又はスマート農業技術活用サービス事業者は、租税特別措置法第10条の5の3に規定する特定中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度及び同法第42条の12の4に規定する中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度(中小企業経営強化税制のC類型)について、中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号)第16条第2項第3号の規定に基づき適用除外となること等の必要な周知を行うこと。

## 5 食料システム構築計画のみなし措置

この措置は、強い農業づくり支援金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)Ⅱの第1に基づき、食料システム構築計画に係る承認規程(令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知。以下「承認規程」という。)第1に定める食料システム構築計画(以下「食料システム構築計画」という。)の事業目的に沿った内容が記載された生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等について、食料システム構築計画に係る承認規程(令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知。以下「承認規程」という。)第3に基づき食料システム構築計画の承認を受けたものとみなすものである。

地方農政局長等は、食料システム構築計画の事業目的に沿った内容が記載された生産方式革新実施計画の認定に当たっては、次の(1)から(4)の事項に留意しつつ、関係通知に即して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- (1) 食料システム構築計画のみなし措置の適用を受けようとする農業者等から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表9、10その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- (2) 食料システム構築計画に係る記載が交付等要綱の(別記3)食料システム構築支援タイプに定める要件、承認規程第2、第3の1及び2に規定する計画の内容

並びに承認規程第3の4の承認基準を満たしていること。

- (3) 地方農政局長等は、食料システム構築計画のみなし措置の適用を受けようとする農業者等に対して、生産方式革新実施計画に係る審査が(2)に即して行われること等の必要な助言を行うこと。
- (4) 地方農政局長等は、承認規程第3の3(3)及び(4)の承認手続の規定に従い、必要な手続を行うこと。

## 第5 開発供給実施計画の認定の手続（法第13条及び第14条関係）

### 1 開発供給実施計画の申請方法等

- (1) 開発供給実施計画の認定を受けようとする者は、法第13条第1項並びに規則第11条第1項及び第2項の規定に基づき、別記様式第15号の申請書に別記様式第16号の開発供給実施計画その他必要書類を添付し、農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 開発供給事業を行おうとする者が共同で開発供給実施計画の認定の申請を行う場合には、法第13条第1項及び規則第11条第3項の規定に基づき、代表者を1名定めて行うものとする。

### 2 認定開発供給実施計画の変更の申請

法第14条第3項に規定する認定開発供給実施計画の変更をしようとする場合、当該認定を受けた者は、法第14条第1項及び規則第15条の規定に基づき、別記様式第17号の申請書に、変更後の開発供給実施計画（別記様式第16号）及び変更前の認定開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業の実施状況を記載した書類（別記様式第18号）その他必要書類を添付し、農林水産大臣に提出するものとする。なお、提出方法については、1を準用する。

### 3 開発供給実施計画の認定審査

#### (1) 認定審査における留意事項

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定（認定開発供給実施計画の変更の認定を含む。以下同じ。）に当たっては、次の①から⑯までに特に留意しつつ、法及び基本方針第二の3の規定に基づき審査を行うものとする。

- ① 開発する技術がスマート農業技術等に該当し、かつ、基本方針第二の1(2)に定める目標の達成に資するものとなっているか（基本方針第二の2(2)①の目標として設定する数値（以下「事業目標値」という。）が基本方針第二の1(2)の生産性の向上に関する目標の欄に定める数値（以下「促進目標値」という。）の原則9割以上である場合にこの要件を満たすものとする。ただし、開発する技術やその対象とする品目等の性質により、事業目標値が促進目標値の9割以上を達成することが困難な場合は、達成が困難である合理的な理由及び促進目標値の9割以上の生産性の向上の達成に向けた追加的な取組条件が明確に示され、かつ基本方針（特に、第二の2(1)①ハ）に照らして合理的である場合には、この要件を満たすものとする。）
- ② 開発されたスマート農業技術等が、現行のスマート農業技術等の普及の状況や

複数の品目又は農作業への応用の可能性等に照らして、生産方式革新事業活動の促進に資するものとなっているか

- ③ 供給を行うスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスが、対象とする農作業等の慣行的な方法等に比して、品質又は費用の面で優位性を有しているか
- ④ 開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスについて、その内容や事業の実施体制等に照らして、可能な限り広く供給を図るものとなっているか
- ⑤ スマート農業技術と当該スマート農業技術に適合した生産の方式の内容が明確かつ合理的であり、その供給に当たって一体的に普及するよう努めるものとなっているか
- ⑥ 開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材の生産及び販売については、農業者等が継続して当該農業資材を適切に使用できるようにするために必要な措置を実施できる体制を有しているか
- ⑦ 開発供給事業が経済的な合理性を有する等、当該開発供給事業が継続して行われるものとなっているか
- ⑧ 開発供給事業の内容に法第2条第5項に規定する合併等の措置が含まれる場合にあっては、当該措置がスマート農業技術等の開発又は供給に係る労務若しくは設備の管理又は資金調達の円滑化等に資するものであり、かつ、他者との適正な競争を阻害するものでないと認められるか
- ⑨ 開発供給事業の目標、実施期間及び実施体制が、基本方針第二の2(2)から(4)までの要件を満たしているか
- ⑩ 開発供給事業の実施に当たり、許認可や届出等の必要な手続を適切に行うなど関係法令を遵守し、かつ、農作業の安全性の確保、知的財産の保護の徹底、農業に由来する環境への負荷の低減等に関係して国が定めるガイドライン等を遵守しているか
- ⑪ 関係地方公共団体との連携を図ること等により、関連する各種施策と調和して行われているか
- ⑫ 開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給について、農業者等に対して、その費用や効果など必要な情報の提供を適切に行うこととしているか
- ⑬ 開発供給実施計画全体として整合性がとれており、かつ、実施期間、スケジュール、人員、経営状況等の体制や役割分担、関係者との連携の状況等から見て、開発供給事業が円滑かつ確実に実施できるものとなっているか
- ⑭ 開発供給実施計画を実施するために必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であるか
- ⑮ 特例措置のいずれかの適用を受けようとする場合にあっては、当該特例措置の適用条件を満たしているか
- ⑯ その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められるか

(2) 認定審査にあたっての指導・助言の実施

農林水産省本省は、「新たな農業機械安全性検査制度への対応について」(令和7

年3月25日付け6農産第5113号農産局長通知)に基づき、開発するスマート農業技術等を活用した農業機械等が、研究機構が実施する農業機械の安全性検査の対象農機に該当する場合、供給の開始前に安全性検査を受検すること等の必要な指導等を行うものとする。

(3) 標準処理期間

開発供給実施計画の認定に係る行政手続法第6条の標準処理期間は、45日(法第15条又は第19条の特例の適用に係る開発供給実施計画の場合は、60日)とする。

(4) 関係機関との連絡調整

- ① 農林水産大臣は、法第13条第5項に基づき、提出のあった開発供給実施計画の対象となる事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に対し、遅滞なく、別記様式第19号による通知書及び当該申請のあった開発供給実施計画を送付するものとし、当該事業所管大臣から意見がある場合には、当該意見を文書により受理するものとする。
- ② 農林水産大臣は、特例措置の適用に係る開発供給実施計画の申請を受けたときは、必要に応じ、当該申請をした者の了承を得た上で、当該特例措置に係る4(2)及び(3)に規定する関係機関に当該申請のあった開発供給実施計画を送付して、連絡調整を行うものとする。
- ③ 農林水産大臣は、申請のあった開発供給実施計画に法第13条第3項第2号又は第3号に定める事項が記載されている場合にあつては、同条第6項の規定による協議を行うため、国土交通大臣に対して、別記様式第20号による協議書を送付し、文書によりその同意を得るものとする。
- ④ 農林水産大臣は、申請のあった開発供給実施計画に法第13条第3項第5号に定める事項が記載されている場合にあつては、同条第7項の規定による協議を行うため、農業生産関連事業所管大臣(同項に規定する農業生産関連事業所管大臣をいう。以下同じ。)に別記様式第21号による協議書を送付し、文書によりその同意を得るものとする。詳細は第6の5に基づき対応するものとする。
- ⑤ 農林水産本省は、申請のあった開発供給実施計画に法第2条第5項に規定する合併等の措置が記載されている場合にあつて、次のいずれかに該当する場合にあつては、公正取引委員会に対して、企業結合審査の結果について確認を行うものとする。
  - イ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の合併が記載されている場合であつて、一の会社の国内売上高合計額\* (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第10条第2項に規定する「国内売上高合計額」。以下同じ。)が200億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が50億円を超える場合
  - ロ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の共同新設分割が記載されている場合であつて、一の会社の国内売上高合計額が200億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が30億円を超える場合
  - ハ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の吸収分割が記載されている場合であつて、一の会社の国内売上高合計額が200億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が30億円を超える場合

- ニ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者による株式の取得（取得後の議決権の比率が20%を超えるものに限る。）が記載されている場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 50 億円を超える場合
- ホ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の共同株式移転が記載されている場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 30 億円を超える場合
- ヘ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の事業等の譲受けが記載されている場合であって、譲受会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、譲渡会社の国内売上高（譲渡に係る部分に限る。）が 30 億円を超える場合
- ト 上記イからへまでに掲げるもの以外の合併等の措置が記載されている場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 50 億円を超える場合

※「国内売上高合計額」とは、会社の国内売上高（国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。）と当該会社が属する企業結合集団（会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であって他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。）に属する当該会社以外の会社等（会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに類似する事業体をいう。）の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額のこと。

#### 4 開発供給実施計画の認定結果の通知及び公表

##### (1) 認定の通知

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定をしたときは、当該開発供給実施計画の申請者（共同して申請をした場合にはその代表者。この項及び（4）において同じ。）に対し、別記様式第 22 号により認定通知書を交付するものとする。農林水産大臣は、必要と認める場合は、別途、開発供給実施計画が認定されたことを証明する認定証を、当該認定を受けた者に対して交付することができる。

##### (2) 関係機関への通知

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定をした場合において、当該開発供給実施計画に法第 13 条第 3 項第 4 号に定める事項が記載されているときは、同条第 8 項に基づき、遅滞なく、別記様式第 23 号により、当該認定に係る認定通知書及び開発供給実施計画を添えて、研究機関に通知するものとする。

##### (3) 関係機関への情報提供

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定をした場合において、当該開発供給実施計画が次の①から④までに掲げる事項に該当するときは、当該事項ごとにそれぞれ次の①から④までに定める者に対して、当該開発供給実施計画の認定をした旨の情報提供を行うことが望ましい。その際、必要に応じ、当該認定に係る認定通知書及び開発供給実施計画を添えて行うものとする。

- ① 法第 15 条（航空法の特例）の適用を受ける場合 国土交通省本省

- ② 第6の4に定める措置（公庫による資金の貸付け）の適用を受ける場合 公庫本店
- ③ 法第19条（農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）の特例）の適用を受ける場合 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）
- ④ 法第13条第5項の通知を行った場合 当該通知に係る事業を所管する省庁

#### （4）不認定の通知

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定をしないときは、申請者に対し、別記様式第24号により、認定をしない理由を明らかにした上で、その旨を通知するものとする。

#### （5）概要の公表

農林水産大臣は、法第13条第9項（法第14条第6項の規定により準用する場合を含む。）及び規則第14条の規定に基づき、開発供給実施計画の認定をした場合にあっては、当該開発供給実施計画の認定の日付、認定を受けた者の名称及び当該開発供給実施計画に記載された開発供給事業の概要を農林水産省本省のホームページにおいて公表するものとする。

### 5 開発供給実施計画の軽微な変更の届出

認定を受けた者は、認定開発供給実施計画について規則第16条に規定する軽微な変更をした場合は、法第14条第2項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第25号による届出書を農林水産大臣に提出するものとする。なお、提出方法については、1を準用する。

### 6 開発供給実施計画の認定の取消し

#### （1）助言及び指導の実施

農林水産大臣は、第7に定める報告の徴収等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお事業に着手していないなど、法第16条第1項に規定する認定開発供給事業が適切に実施されていないと認められる場合には、認定開発供給事業者に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

#### （2）認定の取消し

農林水産大臣は、（1）の助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれないなど、認定開発供給事業が適切に実施される見込みがないと認められる場合には、行政手続法等の関係法令に規定する手続を行い、法第14条第3項の規定に基づき認定を取り消し、別記様式第26号により、認定を取り消された開発供給実施計画に係る者に対して通知するとともに、同条第5項の規定に基づき、その旨を農林水産省本省のホームページにおいて公表するものとする。

#### （3）関係機関への通知等

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定を取り消した場合には、当該開発供給実施計画の認定を行った際に通知した第5の4（2）に規定する関係機関に、遅滞なく、別記様式第27号により認定を取り消した旨を通知するものとする。また、第5の4（3）に規定する関係機関に、認定を取り消した旨の情報提供を行うことが望ましい。

#### (4) 特例措置の取扱い

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定を取り消した場合にあっては、当該開発供給実施計画に係る特例措置の取扱いについて、次の①から⑤までに留意し、認定を取り消された開発供給実施計画に係る者に対して、各関係機関との連絡調整をはじめ、適切な措置を講ずるよう助言及び指導するものとする。

##### ① 航空法の特例（法第 15 条）

認定を取り消された開発供給実施計画に係る者は、認定が取り消された日以後は、航空法第 132 条の 85 第 4 項第 2 号の許可又は同法第 132 条の 86 第 5 項第 2 号の承認を受けていない状態となることから、認定が取り消された日以後に航空法に係る措置を行う場合には、改めて航空法の許可又は承認の手続を要することとなること。

##### ② 種苗法の特例（法第 16 条）

種苗法の特例に係る措置は、認定開発供給事業の成果に係る品種に関する品種登録出願又は登録の手続を行う際に活用できるものであることから、認定を取り消された開発供給実施計画に係る者が育成した品種については適用できないこととなること。

##### ③ 研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務（法第 17 条）

認定を取り消された開発供給実施計画に係る者は、認定が取り消された日以後は、研究機構の研究開発設備等の供用等を受けることができないこととなること。

##### ④ 公庫による資金の貸付け（第 6 の 4 に定める措置）

認定を取り消された開発供給実施計画に係る者は、当該認定を取り消された開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業に必要な資金を公庫から借り入れている場合は、当該借入金について、繰上償還等の手続が必要となるおそれがあること。

##### ⑤ 農業競争力強化支援法の特例（法第 19 条）

認定を取り消された開発供給実施計画に係る者は、当該認定を取り消された開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業に必要な資金の調達に係る社債又は借入れに対して中小機構の債務の保証を受けている場合は、当該保証を受けることができないこととなるおそれがあること。

#### (5) 認定取消しの申出

認定開発供給事業者は、災害その他の事情により開発供給事業を継続することが困難である等の場合には、別記様式第 28 号により、農林水産大臣に対して、自発的に認定の取消しを申し出ることができるものとする。申出の方法については、1 を準用する。農林水産大臣は、自発的な認定の取消しの申出があった場合には、当該認定を取り消すものとする。この場合には、(2) から (4) までを準用する。

#### (6) その他の認定取消し

農林水産大臣は、(2) 及び (5) によるもののほか、開発供給実施計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合など、認定の根拠が失われたと認められる場合には、必要に応じ、その認定を取り消すものとする。この場合には、(2) から (4) までを準用する。

## 第6 認定開発供給実施計画に係る措置

### 1 航空法の特例（法第15条）

法第15条の規定に基づく措置は、開発供給実施計画の実施に伴う複数の行政手続に係る申請を一本化し、手続の簡素化を図るものである。

農林水産大臣は、法第15条の規定の適用に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、許可等の基準を緩和するものではないこと及び第4の1（2）に係る事項（開発供給実施計画に係るものに読み替える。）に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

### 2 種苗法の特例（法第16条）

認定開発供給事業者は、法第16条並びに施行令第2条及び第3条の規定に基づき、認定開発供給事業の成果として育成された生産方式革新事業活動に資する新品種について、次の①及び②に掲げる措置の適用を受けることができる。なお、生産方式革新事業活動に資する新品種とは、自動収穫ロボットによる農産物の一斉収穫に適した栽培体系の構築に適した品種等、スマート農業技術の活用やスマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果の発揮に寄与するものをいう。

① 品種登録の出願に係る出願料の4分の3の軽減

② 品種登録後の登録料（1～6年目）の4分の3の軽減

認定開発供給事業者は、①に掲げる措置の適用を受けようとする場合にあっては品種登録の出願の前に別記様式第29号により、②に掲げる措置の適用を受けようとする場合にあっては品種登録の通知後に別記様式第30号により、当該新品種が認定開発供給事業の目標を達成していることを示す具体的なデータや系統図その他必要書類を農林水産大臣に提出し、確認書の交付を受ける必要がある。

また、認定開発供給事業者は、法第16条の規定の適用を受ける場合には、種苗法（平成10年法律第83号）その他関係法令の規定に基づき、区別性、均一性、安定性等品種登録の要件を満たすものとして、同法に基づく品種の登録の手続を行う必要がある。

### 3 研究機構の研究開発設備供用等の供用及び協力（法第17条）

認定開発供給事業者は、法第17条の規定に基づき、研究機構から、法第13条第3項第4号に規定する研究開発設備等の供用やこれに関する専門家の派遣その他必要な協力（以下「研究開発設備等の供用等」という。）を受けすることができる。

農林水産大臣は、法第17条の規定の適用に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

① 法第17条に規定に基づき、研究開発設備等の供用等を受けようとする者から、開発供給実施計画の認定に際して、別表8その他必要書類の提出を受ける必要があること。

② 研究開発設備等の供用等を受けようとする者は、開発供給実施計画の認定に加え、研究機構が別に定める様式により、研究機構に対し、研究開発設備等の供用等の申込みを行う必要があるため、農林水産省本省は、研究機構からの研究開発設備等の

供用等に係る開発供給実施計画を受理し、又は当該開発供給実施計画の認定について事前の相談を受けた場合には、研究機構との情報共有を図るとともに、当該開発供給実施計画に基づき、研究開発設備等の供用等を希望する者に対して、研究機構に事前の相談を行うよう助言を行うこと。

- ③ 農林水産大臣は、研究機構による研究開発設備等の供用等に係る開発供給実施計画の認定をしたときは、法第 13 条第 8 項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第 23 号により、その旨を研究機構に通知すること（詳細は、第 5 の 4（2）を参照）。

#### 4 公庫による資金の貸付け（法第 18 条）

認定開発供給事業者は、法第 18 条等の規定に基づき、公庫から認定開発供給事業（スマート農業技術等の開発を行う事業及び当該事業と併せて行う合併等の措置を除く。）の実施に必要な資金の貸付けを受けることができる。

農林水産大臣は、法第 18 条の規定の適用に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、第 4 の 3 ①から③までの事項（開発供給実施計画に係るものに読み替える。）に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

#### 5 農業競争力強化支援法の特例（法第 19 条）

法第 19 条の規定に基づく措置は、認定開発供給実施計画に農業競争力強化支援法（以下「支援法」という。）第 2 条第 6 項に規定する事業参入に関する事項が含まれるときに、支援法第 24 条の規定を適用し、当該事項を実施するために必要な資金の調達に係る社債又は借入れに対して中小機構による債務の保証が受けられることとするものである。

農林水産大臣は、法第 19 条の規定の適用に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、次の①から⑥までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① 法第 19 条の規定の適用を受けようとする者から、開発供給実施計画の認定の申請に際して、別表 10 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 法第 13 条第 3 項第 5 号に定める事項について、支援法第 21 条第 4 項各号の基準に適合している必要があること。
- ③ 法第 13 条第 3 項第 5 号に定める事項について、農林水産大臣の所管する事業以外の支援法第 2 条第 4 項に規定する農業生産関連事業が記載されている場合は、法第 13 条第 7 項の規定に基づき、別記様式第 21 号により、農業生産関連事業所管大臣に協議し、その同意を文書で得る必要があること（第 5 の 3（3）④を参照）。
- ④ 農林水産大臣が別表 10 その他必要書類が付された開発供給実施計画の認定をしたときは、その旨を、同意をした農業生産関連事業所管大臣に通知するとともに、農林水産大臣及び当該農業生産関連事業所管大臣は、支援法第 21 条第 5 項（支援法第 22 条第 5 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、第 5 の 4（5）とは別に、当該認定に係る開発供給実施計画のうち事業参入の内容について公表する必要があること。
- ⑤ 法第 19 条の規定を適用し、中小機構からの債務保証を受けようとする者は、開発

供給実施計画の認定を受けるとともに、別途、中小機構に対し債務保証の申込みを行う必要があるため、農林水産省本省は、法第 19 条に規定に基づく措置の適用を受けようとする事業者に対し、中小機構及び民間金融機関へ事前に相談を行うことが望ましいこと等の必要な助言を行うこと。

- ⑥ 農林水産大臣は、支援法の特例に係る開発供給実施計画の認定をしたときは、中小機構に、その旨の情報提供をすること（詳細は、第 5 の 4（3）を参照）。

## 6 登録免許税の軽減

認定開発供給事業者は、租税特別措置法第 80 条の 3、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 その他関係法令の規定により、認定開発供給実施計画に基づいて行う租税特別措置法第 80 条の 3 の第 1 号から第 6 号までに掲げる事項に係る登記について、登録免許税の税率の軽減を受けることができる。

農林水産大臣は、登録免許税の軽減に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① 登録免許税の軽減を受けようとする者から、開発供給実施計画の認定の申請に際して、別表 1 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 登録免許税の軽減は、開発供給実施計画の認定の日から 1 年以内に当該認定開発供給実施計画に係る登記を行う場合に限られること。
- ③ 農林水産省本省は、登録免許税の軽減に当たっては、登記を行う前に、当該登記が租税特別措置法の規定に該当することについての農林水産大臣の証明書の交付の申請を行い、当該証明書の交付を受けた上で、法務局等で当該証明書を添付して登記を行う必要があること等の必要な助言を行うこと。

## 第 7 報告の徴収（法第 21 条関係）

### 1 認定生産方式革新事業者に対する報告徴収

地方農政局長等は、認定生産方式革新事業者に対し、生産方式革新事業活動を実施した年度ごとに、認定生産方式革新実施計画の実施状況（法第 10 条の規定の適用を受けた場合にあっては、別表 7 による申請事項に変更がない旨を含む。）について、別記様式第 31 号により、当該各年度の翌年度の 5 月 31 日までに報告するよう求めるものとする。当該報告の内容については、必要に応じて認定生産方式革新事業者の了承を得た上で、関係機関に情報の共有を行うものとする。また、法第 10 条の規定の適用を受けた場合にあっては、国土交通大臣に、別表 7 による申請事項に変更がない旨の情報の共有を行うものとする。なお、報告の方法については、第 3 の 1 を準用する。

また、地方農政局長等は、上記によるほか、必要に応じて、認定生産方式革新事業者に対し、認定生産方式革新実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

### 2 認定開発供給事業者に対する報告徴収

農林水産大臣は、認定開発供給事業者に対し、開発供給事業を実施した年度ごとに認定開発供給実施計画の実施状況（法第 15 条の規定の適用を受けた場合にあっては、別表 7 による申請事項に変更がない旨を含む。）について、別記様式第 32 号により、

当該各年度の翌年度の5月31日までに報告するよう求めるものとする。当該報告の内容については、必要に応じて認定開発供給事業者の了承を得た上で、関係機関に情報の共有を行うものとする。また、法第15条の規定の適用を受けた場合にあっては、国土交通大臣に、別表7による申請事項に変更がない旨の情報共有を行うものとする。なお、報告の方法については、第5の1を準用する。

また、農林水産大臣は、上記によるほか、必要に応じて、認定開発供給事業者に対し、認定開発供給実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

#### 附 則

この通知は、令和6年10月1日から施行する。

#### 附 則 （6政第329号令和7年3月31日）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和7年4月1日付け6農産第4195号農林水産事務次官依命通知（強い農業づくり支援金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）の一部を改正する通知）の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

- 1 第4の5を加える規定
- 2 別記様式第1号を改める規定
- 3 別記様式第2号中食料システム構築計画のみなし措置の活用を希望する場合の添付書類に別表9を加える規定

別記様式第1号（法第7条第1項関係）

生産方式革新実施計画に係る認定申請書

年 月 日

〇〇農政局長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項の規定に基づき、別記の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、生産方式革新事業活動を実施する計画の代表者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（提出する書面の目録）

【計画全体に係る書面】（必須）

- 別記様式第2号 生産方式革新実施計画
- （別表1）生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

【特例等を活用する各々の者に係る書面】

- 別紙1 農業者等の生産方式革新事業活動の取組
- 別紙2 スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置に関する事項
- 別紙3 食品等事業者が行う促進措置に関する事項
- （別表2）促進措置に必要な資金の額及びその調達方法（法第12条関係）
- （別表3）生産方式革新事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- （別表4）農地法の特例措置（法第9条関係）
- （別表5）規則第3条第2項第4号ホに規定する営農に関する計画
- （別表6）所有権者からの同意書
- （別表7）航空法の特例（法第10条関係）の適用に係る無人航空機の飛行に関する事項
- （別表8）野菜生産出荷安定法の特例
- （別表9）食料システム構築計画の見なし措置に関する事項

注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。



## 2 生産方式革新事業活動の促進に資する措置の有無

計画に以下の者（促進事業者）が行う促進措置に関する事項が含まれる場合はチェックすること。

<input type="checkbox"/>	スマート農業技術活用サービス事業者
<input type="checkbox"/>	食品等事業者

注1 スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は、それぞれ別紙2、別紙3を提出すること。

## 3 特例措置の活用の有無

活用を希望する特例措置にチェックすること。

<input type="checkbox"/>	日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
<input type="checkbox"/>	税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
<input type="checkbox"/>	農地法の特例
<input type="checkbox"/>	航空法の特例
<input type="checkbox"/>	野菜生産出荷安定法の特例

※計画に参加する者が活用する全ての特例措置にチェックすること。

## 4 生産方式革新事業活動に関する事項

### (1) 農業経営の概況

経営の状況	営農類型	
	経営規模	
	農業機械等の所有・活用状況	
	労働力	
	その他特記事項	
経営上の課題		

注1 本計画に基づき生産方式革新事業活動を行う農業者等全体に係る現状の営農類型（主な品目、畜種等）、経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量）、農業機械等の所有・活用状況、労働力等の概況について簡潔に記載すること。

### (2) 生産方式革新事業活動の実施期間

実施期間：	年	月	～	年	月	（目標年度）
-------	---	---	---	---	---	--------

注1 5年以内で定めること。

2 果樹等永年性作物の植栽その他特段の事情を有する場合は10年以内とすること。

3 計画に参加するスマート農業技術活用サービス事業者・食品等事業者がスマート農業技術活用投資促進税制を活用する場合は、7年以上、かつ、特例の対象となる機械・装置の耐用年数に照らして適切な期間とすること。

(3) 生産方式革新事業活動の目標

	A 現状	B 計画終了時の目標	変化率 (%) ( (B - A) / A )
a 付加価値額 <sup>※注1</sup>			
b 労働投入量 <sup>※注2</sup>			
労働生産性 ( a / b )			

注1 計画に係る品目の農業者全員の営業利益、人件費及び減価償却費を合計した額を記載すること。以下同じ。

2 「農業者全体の取組人数と労働時間の積（総労働時間）」又は「農業者全体の取組人数」を記載すること。以下同じ。

(4) 生産方式革新事業活動の内容

A 対象品目			
B スマート農業技術を活用した農産物の生産又は農業経営管理の内容			
C スマート農業技術の効果を十分に発揮させるために導入する新たな生産の方式	分類	<input type="checkbox"/> イ	スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入  <input type="checkbox"/> 農地の区画拡大や区画整理整備等の基盤整備を行う場合
		<input type="checkbox"/> ロ	スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
		<input type="checkbox"/> ハ	スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入
		<input type="checkbox"/> ニ	その他（スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じてその効果の十分な発揮のために不可欠な生産の方式）
	内容 <sup>※注1</sup>		
D BとCの関連性			
E 計画参加者の内訳	農業者等	者	
	スマート農業技術活用サービス事業者	者	
	食品等事業者	者	

注1 基盤整備を実施する場合（項目Cのイで、基盤整備にチェックした場合）は、活用する事業者名、地区名、工事の実施時期、実施内容についても記載すること。

(5) 生産方式革新事業活動の規模

① 経営面積の状況（計画参加農業者の合算）

【面積単位：ha】

年度	現状 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
対象品目の栽培面積（A）		
対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積 <sup>※注1</sup> （B）		
新たな生産の 方式を導入す る面積	うち取組イ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ロ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ハ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ニ <sup>※注2</sup>	
目標年度における面積の割合 (B/A)		%

注1 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」には、既に導入を済ませている面積も含めること。

2 「新たな生産の方式を導入する面積」のうちイ、ロ、ハ、ニは、4（4）のCの類別毎の取組面積を記載すること。

3 売上高で比較する場合は、単位を変更するとともに、項目を「対象品目の売上高」「対象品目の売上高のうち生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」「新たな生産の方式により生産した農産物の売上高」「目標年度における売上高の割合」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

② スマート農業技術の活用に必要な費用に係る考え方

--

(6) 所得の状況（計画参加農業者の合算）

年度	計画参加農業者の所得合計（百万円）
現状（令和○年度）	百万円
目標年度（令和○年度）	百万円

注1 目標年度における生産方式革新事業活動に係る所得が、計画実施前（現状値）以上で、かつ正となるようにすること。

5 生産方式革新事業活動の実施体制

--

注1 生産方式革新事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。

2 申請者が複数の場合、又は、促進事業者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

## 6 促進事業者が税制特例を活用する計画の場合の特記事項

※促進事業者が税制特例を活用しない場合は記載不要。

### (1) 労働生産性に関する事項

	A 現状 <sup>※注1</sup>	C 5年後の目標	変化率 (%) (C - A) / A
a 付加価値額			
b 労働投入量			
労働生産性 (a / b)			

注1 4 (3) Aの値を記載すること。

### (2) 作付面積に関する事項

農業者等の行う農業の総作付面積 <sup>※注1</sup>	
現状 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
ha	ha

注1 売上高で比較する場合は、項目及び単位を変更するとともに、項目を「農業者等の行う農業に係る総売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

## 7 確認事項

<input type="checkbox"/>	本計画に参加する農業者等（団体の場合はその構成員）が、各々で生産方式革新事業活動を実施すること
<input type="checkbox"/>	本計画で導入する施設・設備等が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管する場合は、導入する者がそのデータ等の取扱いについて、当該ガイドラインに準拠した契約を締結すること
<input type="checkbox"/>	計画内の営業秘密に関する検討を行い、保護すべき営業秘密がある場合は、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（令和4年3月農林水産省策定）に準拠した取組を行うこと
<input type="checkbox"/>	生産方式革新事業活動の実施に当たっては、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」等を踏まえた農作業の安全対策に努めること
<input type="checkbox"/>	生産方針革新事業活動の実施に当たり、農業に由来する環境への負荷の低減に配慮していること
<input type="checkbox"/>	地方公共団体その他の関係者との連携を図ること等により、当該生産方式革新事業活動が関係する各種施策と調和して行っていること
<input type="checkbox"/>	特例を活用する場合に、特例に関する各機関に対し、認定を受けた本計画の内容を、農林水産省から提供することに同意していること

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 本計画で活用するスマート農業技術が組み込まれた農業機械等の性能等が確認できる書類

必要に応じて、以下の書類を添付すること。

- 本計画で導入する新たな生産の方式が、活用するスマート農業技術の効果を十分に発揮するものであることを確認できる書類

農業者等が特例措置の活用を希望する場合は、特例措置の活用を希望する農業者等ごとに該当する以下の書類を添付すること。

<input type="checkbox"/>	日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け	別紙1、別表3※
<input type="checkbox"/>	税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）	別紙1、別表3
<input type="checkbox"/>	農地法の特例	別表4、5、6
<input type="checkbox"/>	航空法の特例	別表7
<input type="checkbox"/>	野菜生産出荷安定法の特例	別表8

※ 設備等を導入する場合は、別表3を添付すること。

食料システム構築計画のみなし措置の活用を希望する場合は、当該措置の活用を希望する農業者等ごとに以下の書類を添付すること。

- 別表9



農業者等の生産方式革新事業活動の取組<sup>※</sup>

※ スマート農業技術活用促進資金、スマート農業技術活用投資促進税制の活用を希望する農業者等ごとに記載すること。

農業者等
① 氏名又は名称： (法人の場合はその代表者の氏名： )
② 住所又は主たる事務所の所在地：
③ 連絡先 ・ 電話番号： ・ E-mail：

1 生産方式革新事業活動に関する事項

① 生産方式革新事業活動の内容

各項目について、計画内で同一の取組を行う場合は、「計画本体4の(4)のとおり」と記載すること。

A 品目			
B スマート農業技術を活用した農産物の生産又は農業経営管理の内容			
C スマート農業技術の効果を十分に発揮させるために導入する新たな生産の方式	分類	<input type="checkbox"/> イ	スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入 <input type="checkbox"/> 農地の区画拡大や区画整理等の基盤整備を行う場合
		<input type="checkbox"/> ロ	スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
		<input type="checkbox"/> ハ	スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入
		<input type="checkbox"/> ニ	その他(スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じてその効果の十分な発揮のために不可欠な生産の方式)
	内容 <sup>※注1</sup>		
D BとCの関連性			

注1 基盤整備を実施する場合(項目Cのイで、基盤整備にチェックした場合)は、活用する事業名、地区名、工事の実施時期、実施内容についても記載すること。

## ② 経営面積の状況

【面積単位：ha】

年度	現状 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
総作付面積 (A)		
対象品目の栽培面積		
対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積 <sup>※注1</sup> (B)		
新たな生産の方式を導入する面積	うち取組イ <sup>※注2</sup> (C)	
	うち取組ロ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ハ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ニ <sup>※注2</sup>	
目標年度における面積の割合	(B/A)	%
	(C/B)	%

注1 「生産方式革新事業活動に取り組む面積」には、既に導入済の面積も含めること。

2 「新たな生産の方式を導入する面積」のうちイ、ロ、ハ、ニは、1の①Cの類別毎の取組面積を記載すること。

3 売上高で比較する場合は、項目及び単位を変更するとともに、項目を「総売上高」「対象品目の売上高」「対象品目の売上高のうち生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」「新たな生産の方式により生産した農産物の売上高」「目標年度における売上高の割合」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

## 2 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：収入		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

注1 目標年度における生産方式革新事業活動に係る所得が、計画実施前（現状値）以上で、かつ正となるようにすること。

2 「ア：経営規模」には、生産方式革新事業活動に係る経営面積や飼養頭羽数、生産量、労働力等のいずれかの現状値及び目標値を記載すること。

3 「エ：所得」には、生産方式革新事業活動に係る農業の所得の現状値及び目標値について記載すること。

4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置に関する事項※

※計画に参加するスマート農業技術活用サービス事業者ごとに記載すること。

スマート農業技術活用サービス事業者	
①氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： )	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先 ・電話番号： ・E-mail： ・担当者名：	
④業種： <input type="checkbox"/> 専門作業受注型 <input type="checkbox"/> 機械設備供給型 <input type="checkbox"/> 高度人材供給型 <input type="checkbox"/> データ分析型	

注1 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 主たる事務所が計画産地と異なる都道府県内にあつて、拠点・事務所が計画産地と同一の都道府県内にある場合は、当該拠点・事務所の住所を記載すること。

3 「④業種」には、以下に示す分類のうち該当するものにチェック(✓)を付けること。複数の業種に該当する場合(複合サービス型)には、該当する業種全てにチェック(✓)を付けること。

専門作業受注型：農業者等に代わって農作業を行う業種

機械設備供給型：農業者等に農業機械等をレンタル等により使用させる業種

高度人材供給型：農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣させる業種

データ分析型：農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、その結果を提供又は指導、助言等を行う業種

1 スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置の内容

経営の状況	
スマート農業技術活用サービスの内容	
計画産地外におけるスマート農業技術活用サービス事業者の取組	

2 設備等の導入に関する事項

※設備等の導入を行わない場合は記載不要

導入時期	番号	設備等の種類・名称／型式	左記の 販売開始日※注3	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	月						
	月						
	小計						
○年度	月						

	月							
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注1 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物附属設備、構築物のことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 スマート農業技術活用サービス事業者が導入するスマート農業機械について、スマート農業技術活用投資促進税制の活用を希望する場合は、当該機械の販売開始日を記載すること。

4 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア、イ）を記載すること。

ア：スマート農業技術活用促進資金（日本政策金融公庫による融資）

イ：スマート農業技術活用投資促進税制

### 3 促進措置の用に供する設備等により提供する役務に関する事項

※設備等の導入を行わない場合は記載不要。

番号	新たに導入を行う設備等の名称	目標年度における設備等を活用して提供する役務の量 <sup>※注3</sup>		アのサービスの割合（%） （ア/（ア+イ））
		本計画に含まれる農業者等へのサービスの提供 （ア）	本計画外へのサービスの提供 （イ）	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「番号」の欄は、2の番号と対応するよう記載すること。

3 役務の売上や稼働面積等、定量的に把握可能な量を記載すること。

### 4 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項

#### （1）取組面積等

【面積単位：ha】

目標年度における農業者等の行う生産方式事業活動に係る作付面積 <sup>※注1</sup> （ウ）	目標年度における農業者等の行う農業に係る総作付面積 <sup>※注2</sup> （エ）	割合（%） （ウ/エ）

注1 別記様式第2号の4（5）①の「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」の値を記載すること。

2 別記様式第2号の6（2）の農業者等の行う農業の総作付面積のうち「目標年度」の値を記載すること。

3 売上高で比較する場合は、項目を「目標年度における農業者等の行う生産方式事業活動により生産した農産物の売上高」「目標年度における農業者等の行う農業により生産した農産物の総売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

## (2) 取組内容

生産方式革新事業活動の詳細 (①)	
-------------------	--

【面積単位：ha】

目標年度における①の取組に係る農産物の作付面積 (オ)	目標年度における農業者等の行う生産方式革新事業活動に係る作付面積 ※注1 (カ)	割合 (%) (オ/カ)

注1 別記様式第2号の4(5)①の「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」の値を記載すること。

- 2 売上高で比較する場合は、単位を変更するとともに、項目を「目標年度における①の取組により生産した農産物の売上高」「目標年度における農業者等の行う生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

## 5 確認事項

<input type="checkbox"/>	「農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン」に準拠していること
<input type="checkbox"/>	本計画に含まれる農業者等との継続的な取引を本計画の実施期間中に行う意向があること

## (添付書類)

以下の書類を添付すること。

- スマート農業技術活用サービス事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面
- スマート農業技術活用サービス事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約のほか当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書面
- スマート農業技術活用サービス事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面）
- スマート農業技術活用サービス事業者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類
- 取引契約書等の本計画に含まれる農業者との継続的な取引を行うことが確認可能な資料

日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸付けの活用を希望する場合

- 別表2 促進措置に必要な資金の額及びその調達方法

税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）の活用を希望する場合

- 促進措置で活用する設備等の性能や販売開始日、単価等が確認可能な書類
- 本計画に含まれる農業者等に提供する生産方式革新事業活動に係るサービスが、農業者等の収益に応じた料金体系となっていることが確認可能な書類
- 前事業年度における減価償却費の額がわかる資料（上記損益計算書等の書類に記載さ

れていけば可)

航空法の特例の活用を希望する場合

別表 7 航空法の特例（法第 10 条関係）の適用に係る無人航空機の飛行に関する事項



○年度	月							
	月							
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注1 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物附属設備、構築物のことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 スマート農業技術活用投資促進税制の活用を希望する場合に記載すること。

4 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア、イ）を記載すること。

ア：スマート農業技術活用促進資金（日本政策金融公庫による融資）

イ：スマート農業技術活用投資促進税制

### 3 促進措置の用に供する設備等により提供する役務に関する事項

※設備等の導入を行わない場合は記載不要。

番号	新たに導入を行う設備等の名称	目標年度における当該設備等が取り扱う農産物の調達量 <sup>※注3</sup>		アの調達量の割合（%） （ア/（ア+イ））
		本計画に含まれる農業者等からの調達 （ア）	本計画外からの農産物の調達 （イ）	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「番号」の欄は、2の番号と対応するよう記載すること。

3 定量的に比較可能な量を記載すること。調達に係る金額などを記載することも可能。

### 4 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項

#### （1）取組面積等

【面積単位：ha】

目標年度における農業者等の行う生産方式事業活動に係る作付面積 <sup>※注1</sup> （ウ）	目標年度における農業者等の行う農業に係る総作付面積 <sup>※注2</sup> （エ）	割合（%） （ウ/エ）

注1 別記様式第2号の4（5）①の「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」の値を記載すること。

2 別記様式第2号の6（2）の農業者等の行う農業の総作付面積のうち「目標年度」の値を記載すること。

3 売上高で比較する場合は、項目を「目標年度における農業者等の行う生産方式事業活動により生産した農産物の売上高」「目標年度における農業者等の行う農業により生産した農産物の総売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

## (2) 取組内容

農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入の詳細 (①)	
-----------------------------------	--

【面積単位：ha】

目標年度における①の取組に係る農産物の作付面積 (オ)	目標年度における農業者等の行う生産方式革新事業活動に係る作付面積 <sup>※注1</sup> (カ)	割合 (%) (オ/カ)

注1 別記様式第2号の4(5)①の「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」の値を記載すること。

2 売上高で比較する場合は、単位を変更するとともに、項目を「目標年度における①の取組により生産した農産物の売上高」「目標年度における農業者等の行う生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

## (3) 農産物の取扱いに関する事項

目標年度における生産方式革新事業活動により生産された農産物の生産量 (t) (キ)	目標年度における生産方式事業活動により生産された農産物の取扱量 (t) (ク)	調達量の割合 (%) (ク/キ)

## (4) 対象設備等に関する事項

### ①設備等の稼働状況

番号	特例の対象となる設備等の名称	目標年度における当該設備等の稼働時間		稼働時間の割合 (%) (コ/ケ)
		全稼働時間 (ケ)	4(2)の取組に係る稼働時間 (コ)	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「番号」の欄は、2の番号と対応するよう記載すること。

### ②設備等における農産物の取扱状況

番号	特例の対象となる設備等の名称	目標年度における当該設備等が取り扱う農産物の調達量 <sup>※注3</sup>		調達量の割合 (%) (シ/サ)
		全調達 (3のア+イ) (サ)	4(2)の取組に係る調達 (シ)	

--	--	--	--	--

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 「番号」の欄は、2の番号と対応するよう記載すること。  
 3 定量的に比較可能な量を記載すること。調達に係る金額などを記載することも可能。

## 5 確認事項

<input type="checkbox"/>	本計画に含まれる農業者等との継続的な取引を本計画の実施期間中に行う意向があること
--------------------------	--

### (添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面
- 食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約そのほか当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書面
- 食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面）
- 食品等事業者が許認可等を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類
- 取引契約書等の本計画に含まれる農業者との継続的な取引を行うことが確認可能な資料

日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸し付けの活用を希望する場合

- 別表2 促進措置に必要な資金の額及びその調達方法

税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）の活用を希望する場合

- 導入する設備等の詳細が確認可能な書類
- 生産方式革新事業活動に係る農産物と同じ種別の品種又は品目を取り扱った既存の商品がないことを示す書類（過去2年間分）
- 取組農業者との直接の取引契約がある場合にあっては、その取引契約書等、間接的な取引関係がある場合は、取組農業者由来の農産物の取引数量や継続取引の方針を記載した取引契約書等
- 前事業年度における減価償却費の額がわかる資料（上記損益計算書等の書類に記載されていれば可）

航空法の特例の活用を希望する場合

- 別表7 航空法の特例（法第10条関係）の適用に係る無人航空機の飛行に関する事項

促進措置に必要な資金の額及びその調達方法（法第12条関係）

氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 資金の貸付けを希望する者ごとに作成すること。

(金額単位：千円)

調達予定年度	使途・用途	事業費	資金調達			
			補助金	スマート農業技術活用促進資金	その他借入金・出資金	その他（自己資金等）

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 促進措置の用に供する設備等の導入のために必要な資金の額も含めて記載すること。

## 生産方式革新事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 設備等を導入する農業者等ごとに記載すること。

## 1. 設備等の導入に関する事項

導入時期	番号	設備等の種類・名称 ／型式	左記の 販売開始日※注3	一体的な設 備等※注4	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	月 ①							
	月 ②							
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注1 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物附属設備、構築物のことをいう。

- 2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 3 農業者等において、導入するスマート農業機械について税制特例の活用を希望する場合は、当該機械の販売開始日を記載すること。  
 4 スマート農業技術活用投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物及びその附属設備並びに構築物がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。  
 5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア、イ）を記載すること。  
 ア：スマート農業技術活用促進資金（日本政策金融公庫による融資）  
 イ：スマート農業技術活用投資促進税制  
 6 施設を整備する場合には、必要事項を2に記載すること。

## 2. 施設の整備に関する事項

## (1) 生産方式革新事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 「番号」の欄は、1の番号と対応するように記載すること。

- 3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
- 4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

## (2) 生産方式革新事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注1 「番号」の欄は、(1)の番号と対応するように記載すること。

### (添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 施設の規模及び構造を明らかにした図面

## 3 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項

### 労働生産性の向上に関する事項

	A 現状	B 5年後の目標	変化率 (%) (B - A) / A
a 付加価値額			
b 労働投入量			
労働生産性 (a / b)			

### (添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 設備等の性能や販売開始日、単価等が確認可能な書類
- スマート農業技術活用投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物及びその附属設備並びに構築物がある場合は、一体的に導入することが必要不可欠であることが確認可能な書類

## 農地法の特例措置（法第9条関係）

## 氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 特例を活用する農業者等ごとに記載すること。

1 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者		
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所	
					m <sup>2</sup>					
					m <sup>2</sup>					
	計		m <sup>2</sup> (田 m <sup>2</sup> 畑 m <sup>2</sup> )							
2 施設の面積等	施設の面積等	施設の面積		m <sup>2</sup>						
		施設の棟高		m						
		施設の軒高		m						
		周辺農地から施設までの距離	東側の農地からの距離		m					
			西側の農地からの距離		m					
			北側の農地からの距離		m					
			南側の農地からの距離		m					
		施設の被覆材		素材の名称		光を透過する素材か 透過する・透過しない				
	施設の構造		(階数： )							
施設の設置に係る工事の時期等	工事着工時期		年		月					
	工事完了時期		年		月					
	栽培開始時期		年		月					
3 施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要										
4 施設の設置に必要な行政庁の許認可等	許認可等の名称									
	許認可等の申請の有無									
	許認可等の時期									
	許認可等の担当部局									
5 申請に当たり同意する事項	<input type="checkbox"/> 私は、申請に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、申請に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。									
6 法人の場合業務の内容										
7 備考										

(記載要領)

- 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記載してください。
- 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記載してください。  
また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記載してください。
- 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記載してください。
- 「農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 「申請に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合にはをチェックしてください。チェックしない場合、認定されません。  
また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、申請書に添付される営農計画書上、申請に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、

ア 農作物の栽培が行われていない場合

イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合のいずれかに該当する場合をいいます。

これらに該当した場合には、農地法第44条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第4条に違反するものとして、都道府県知事等の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があります。

## (添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し（当該特例措置の適用を受けようとする農業者等が法人である場合）
- 土地の登記事項証明書
- 当該措置に係る施設の位置、当該施設の配置状況及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第88条の3第4号において掲げる標識の位置を示す図面
- 当該措置に係る施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがないものとして農地法施行規則第88条の2第2項第4号の規定に基づき農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準に適合するものであることを明らかにする図面（農作物栽培高度化施設の底面とするために既存の施設の底面をコンクリートその他これに類するもので覆う場合は不要）
- 別表5 規則第3条第2項第4号ホに規定する営農に関する計画
- 別表6 所有権者からの同意書（当該措置に係る土地について、所有権を有する場合は不要）
- 当該河川又は用排水路の管理者の同意があったことを証する書類（当該措置に係る施設から生ずる排水を河川又は用排水路に放流する場合）
- 当該措置に係る施設の設置に当たって、行政庁の許認可等を必要とする場合、当該行政庁の許認可等を受けていること又は受ける見込みがあることを証する書面
- 当該措置に係る施設が農地法施行規則第88条の3第2号ロに掲げるその他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障を生ずるおそれがある場合、当該支障が生じないことを証する書類

## 規則第3条第2項第4号ホに規定する営農に関する計画

令和 年 月 日

## 1 土地の所在等

土地の所在	地番	面積
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
計		m <sup>2</sup>

## 2 施設における営農に関する計画等

(1) 施設内において栽培する農作物の作目及び栽培方法	作目												
	栽培方法												
	栽培面積	m <sup>2</sup>											
(2) 施設内で栽培する農作物の生産量及び販売量	年間生産量	t											
	年間販売量	t											
	主たる販売先												
(3) 年間の農作物の栽培計画	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	内容	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
(4) 施設の設置に係る資金調達の計画	自己資金	補助金	その他	合計	補助事業の名称及び担当部局								
	千円	千円	千円	千円									
(5) 施設の排水を排出する河川等	河川等の名称												
	河川等管理者												

(記載要領)

- 「栽培方法」は、施設内における栽培方法（養液栽培、栽培棚による土耕栽培等）を記載してください。
- 「栽培面積」は、施設の底面のうち農作物の栽培設備の用に供される部分の面積を記載してください。
- 「年間の農作物の栽培計画」欄には、作目ごとに農作物の栽培を行っている期間と栽培を行っていない期間を記載してください。
- 「年間生産量」及び「年間販売量」は目標年度のものを記載してください。

## 所有権者からの同意書

令和 年 月 日

住所  
氏名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地に、農地法第43条第1項に規定される農作物栽培高度化施設が設置されることについて、下記のとおり同意します。

## 記

## 1 土地の所在等

土地の所在	地番	面積	権利の種類
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
計		m <sup>2</sup>	

## 2 同意する事項

私は、1に記載の土地に農地法第43条第1項に規定する農作物栽培高度化施設が設置されることについて、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】以下の記載事項を確認した上で、をチェックしてください。

- ① 農作物栽培高度化施設が設置された後、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、農地法第2条の2の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ること。
- ② ①に関して、賃借人が撤退した場合の混乱を防止するため、
- ア 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
  - イ 原状回復の費用は誰が負担するか
  - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか
  - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
- について、土地の賃貸借契約において明記することが適当であること。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

## 航空法の特例（法第10条関係）の適用に係る無人航空機の飛行に関する事項

□新規 □変更※<sup>1</sup>

飛行の目的	農林水産業			
立入管理措置	□補助者の配置 □立入管理区画の設定 □立入禁止区画の設定 □その他（ ）			
飛行の日時	生産方式革新事業活動の実施期間			
飛行の経路 (飛行の場所)	認定生産方式革新実施計画に従って行う生産方式革新事業活動を実施する場所			
飛行の高度	地表等からの高度	150m未満	海拔高度	—
申請 事項 及 び 理 由	飛行禁止 空域の飛行 (第132条の85 関係)	□人又は家屋の密集している地域の上空  【飛行禁止空域を飛行させる理由】 □飛行の目的と同じ □その他（ ）		
	飛行の方 法(第132 条の86関 係)	□夜間飛行 □目視外飛行 □人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 □危険物の輸送 □物件投下  【第132条の86第2項第1号から第3号まで、第5号又は第6号に掲げる方法によらずに飛行させる理由】 □飛行の目的と同じ □その他（ ）		
無人航空機の登録記号又は 試験飛行を行う場合の届出 番号	登録記号等	□別添資料のとおり。 □変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。		
無人航空機の機体認証書番 号又は無人航空機の機能及 び性能に関する事項	機体認証書番号※ <sup>2</sup>	□第一種		
		□第二種		
	型式認証書番号※ <sup>2</sup>	□第一種		
		□第二種		
□別添資料のとおり。 □申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機 飛行規程の範囲内であることを確認した。※ <sup>2</sup> □変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。				

無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	無人航空機を飛行させる者							
	住所							
	技能証明書 ※3	技能証明書番号						
		区分		<input type="checkbox"/> 一等		<input type="checkbox"/> 二等		
		限定事項	種類					
総重量								
飛行の方法								
<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した※3。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。								
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<input type="checkbox"/> 航空局標準マニュアルを使用する。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。							
その他参考となる事項	<b>【変更申請に関する現に有効な情報】</b> 認定番号： 認定日：							
	<b>【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】</b> <input type="checkbox"/> 加入している（ <input type="checkbox"/> 対人 <input type="checkbox"/> 対物） 保険会社名： 商 品 名： 補 償 金 額：（対人） （対物） <input type="checkbox"/> 加入していない → 賠償能力 <input type="checkbox"/> 有 内容（ ） <input type="checkbox"/> 無							
備 考	<b>【緊急連絡先】</b> 担当者： 電話番号：							

- ※1 変更申請とは、認定を取得した後に「無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※2 機体認証書番号及び型式認証書番号の項目については、これらを有している場合にのみ記載する。その場合において、（別添1）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。
- ※3 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において、（別添2）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。

#### （添付書類）

以下の書類を添付すること。

- 別添1 （機体認証書番号及び型式認証書番号を記載している場合は不要）
- 別添2 （無人航空機操縦者技能証明の項目を記載している場合は不要）
- 別添3 （無人航空機を飛行させる者が複数名の場合）

## 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

登録記号等			
製造者名		型式又は名称	
総重量※ <sup>1</sup>			
機体認証書番号	<input type="checkbox"/> 第一種		<input type="checkbox"/> 第一種
	<input type="checkbox"/> 第二種		<input type="checkbox"/> 第二種
	<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が、使用条件等指定書の範囲内であることを確認した。		<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が、無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。
		型式認証書番号	

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造の有無を記載し、「改造している」場合には、4. の項も記載すること。※<sup>2</sup>

改造の有無 : 改造していない / 改造している (→4. を記載)

3. 個別の機体認証無人航空機において使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機において無人航空機飛行規程に従わない場合には、4. の項を記載すること。

4. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合に加え、機体認証無人航空機においては使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機においては無人航空機飛行規程に従わない場合には、次の内容を確認すること。※<sup>3</sup>

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
遠隔操作の機体※ <sup>4</sup>	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦の機体※5	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

- ※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。
- ※2 改造記録を証明する参照資料として、飛行日誌（点検・整備記録）の写しを添付することができる。
- ※3 4. の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量、最大使用可能時間 等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等を確認したうえで選択すること。
- ※4 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※5 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

#### （添付資料）

以下の書類を添付すること。

- 別添4 （総重量 25kg 以上の無人航空機の場合）
- 別添5 （航空法の特例を利用する事項に応じて添付）
- 改造記録を証明する参考資料（飛行日誌（点検・整備記録）の写し等） （無人航空機の改造を行っている場合）

## 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者						
無人航空機 操縦者 技能証明	技能証明書番号					
	区分	□一等			□二等	
	限定事項	種類				
		総重量※1				
		飛行の方法				
□申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。						

確認事項		確認結果
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。※2	□適 / □否
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	□適 / □否
	安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法）</li> <li>・気象に関する知識</li> <li>・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等）</li> <li>・取扱説明書等に記載された日常点検項目</li> <li>・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目</li> <li>・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制</li> <li>・飛行形態に応じた追加基準</li> </ul>	□適 / □否
能力	一般 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等）</li> <li>・燃料又はバッテリーの残量確認</li> <li>・通信系統及び推進系統の作動確認</li> </ul>	□適 / □否
	遠隔操作の機体※3 GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上昇</li> <li>・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機）</li> <li>・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機）</li> <li>・前後移動</li> <li>・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回）</li> <li>・下降</li> </ul>	□適 / □否
	自動操縦の機体※4 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	□適 / □否
	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	□適 / □否

※1 総重量は最大離陸重量とする。

※2 飛行経歴を証明する参照資料として、飛行日誌（飛行記録）の写しを添付することができる。

※3 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

**(添付資料)**

以下の書類を添付すること。

- 別添6
- 飛行経歴を証明する参考資料（飛行日誌（飛行記録）の写し）

無人航空機を飛行させる者一覧

No	氏名	住所	技能証明書番号	区分	限定事項		
					種類	総重量	飛行の方法

- 無人航空機操縦者技能証明を保有する者について、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。

## 総重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

無人航空機の登録記号：

確認事項		確認結果
(1)	実施しようとする飛行において想定される気象条件その他の運用条件を設定し、当該条件下において、安定した離陸、着陸及び飛行ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(2)	機体と操縦装置との間の通信は、他の機器に悪影響を与えないものである。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(3)	発動機、モーター又はプロペラ（ローター）が故障した後、これらの破損した部品が飛散するおそれができる限り少ない構造である。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(4)	事故発生時にその原因調査をするための飛行諸元を記録できる機能を有している。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(5)	次表の想定される不具合モードに対し適切なフェールセーフ機能を有している。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

想定される不具合モード		
通信系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波状況の悪化による通信不通</li> <li>・操縦装置の故障</li> <li>・他の操縦装置との混信</li> <li>・送受信機の故障</li> </ul>	
推進系統	発動機の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発動機の出力の低下又は停止</li> <li>・不時回転数上昇</li> </ul>
	電動の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モーターの回転数の減少又は停止</li> <li>・モーターの回転数上昇</li> </ul>
電源系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機体の主電源消失</li> <li>・操縦装置の主電源消失</li> </ul>	
自動制御系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制御計算機の故障</li> </ul>	

## 無人航空機の追加基準への適合性

無人航空機の登録記号：

- 人又は家屋の密集している地域の上空を飛行  
 ○人及び物件との距離30mを確保できない飛行

基準確認事項		確認結果
(1)	第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有している。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず / <input type="checkbox"/> 飛行マニュアルに適合

○夜間飛行

基準確認事項		確認結果
(1)	無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有している。又は無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○目視外飛行

基準確認事項		確認結果
(1)	自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(2)	地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できる（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(3)	不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動する。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○危険物の輸送

基準確認事項		確認結果
(1)	危険物の輸送に適した装備が備えられている。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○物件の投下

基準確認事項		確認結果
(1)	不用意に物件を投下する機構でない。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

## 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

無人航空機を飛行させる者は、申請する飛行の内容に該当する飛行形態に応じた次の要件にそれぞれ適合していることを確認した。

○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行

○人及び物件との距離30mを確保できない飛行

確認事項		確認結果
(1)	意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○夜間飛行

確認事項		確認結果
(1)	夜間、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○目視外飛行

確認事項		確認結果
(1)	モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができると及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否

○危険物の輸送

確認事項		確認結果
(1)	意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○物件の投下

確認事項		確認結果
(1)	5回以上の物件投下の実績を有し、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

## 野菜生産出荷安定法の特例措置

## 氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 特例を活用する農業者等ごとに記載すること。

農業者又は 農業者の組織する団体	農業経営体 数	作付面積 (ha)	指定野菜の種別	契約に係る供給の期間
合 計				

## (添付書類)

以下の書類を添付すること。

## (1) 産地連携野菜供給契約の契約書の写し

なお、契約書には、以下の全ての事項が定められていること。

- ① 契約の対象となる指定野菜の種別
- ② 農業者又は農業者の組織する団体ごとの①の指定野菜の供給の期間
- ③ 実需者に供給しようとする指定野菜の数量及び価格に関する事項
- ④ ③の指定野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

## (2) 産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者等の作付面積の合計が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律施行規則第7条に定める面積に達していることを証する書面

(別表 9)

食料システム構築計画のみなし措置に関する事項

1 対象品目とそのニーズに関する分析

品目	ニーズに関する分析

注：記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 農業者等と食品等事業者が協働で安定的な農産物の生産・供給に取り組むに当たっての現状と課題

(※農業者等及び食品等事業者が実施している3つの機能について記載が必須)

機能	現状と課題
(1) 農産物の生産安定・効率化機能	
(2) 農産物の供給調整機能	
(3) 実需者ニーズ対応機能	

3 実施する取組内容 (※1つ以上の機能の具備・強化が必須)

機能	取組
(1) 農産物の生産安定・効率化機能	
(2) 農産物の供給調整機能	
(3) 実需者ニーズ対応機能	

4 農業者等の農産物の生産の安定・効率化に資する効果

--

(添付資料)

食料システム構築計画に係る承認規程別紙様式第2号-1

別記様式第3号（法第8条第1項関係）

生産方式革新実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

〇〇農政局長 殿

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた生産方式革新実施計画について、別添のとおり変更したいので、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）第8条第1項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（法第8条第1項関係）

変更前の生産方式革新実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた生産方式革新実施計画に係る生産方式革新事業活動の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 生産方式革新事業活動の実施状況

(1) 生産方式革新事業活動の目標

計画終了時の目標（令和〇年度）	実施状況（令和〇年度）

注1 「計画終了時の目標（令和〇年度）」には、変更前の（別記様式第2号）生産方式革新実施計画4（3）の労働生産性のB計画終了時の目標の値を記載すること。

2 「実施状況」については、変更前の認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動における労働生産性の値を記載すること。

(2) 生産方式革新事業活動の用に供する設備等の導入状況

導入した者	計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況	税制特例の適用
			<input type="checkbox"/> 済
			<input type="checkbox"/> 済
			<input type="checkbox"/> 済

注1：申請者、促進事業者ごとに作成すること。

2：記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3：（税制特例の適用を受けた促進事業者のみ）導入した設備等の使用状況がわかる書類を添付すること。

## 2 経営面積等に関する実施状況

【単位面積：ha】

年度	目標 (令和○年度)	実施状況 (令和○年度)
対象品目の栽培面積		
対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積 <sup>※注1</sup>		
新たな生産の 方式を導入す る面積	うち取組イ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ロ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ハ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ニ <sup>※注2</sup>	

- 注1 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」には、既に導入を済ませている面積も含めること。
- 2 「新たな生産の方式を導入する面積」のうちイ、ロ、ハ、ニは、計画書の4（4）Cの類別毎の取組面積を記載すること。
- 3 売上高で計画の認定を受けている場合は、単位を変更するとともに、項目を「対象品目の売上高」「対象品目の売上高のうち生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」「新たな生産の方式により生産した農産物の売上高」に変更すること。また、飼養頭数で計画の認定を受けている場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

## 3 促進事業者に関する事項

チェック内容	チェック
別紙2又は3に記載の促進事業者との継続的な取引を行っている。	<input type="checkbox"/>

## 4 航空法の特例に関する事項

チェック内容	チェック
別表7に基づき申請した内容について、現時点において変更ない。	<input type="checkbox"/>

(備考)

- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 下線部分は、認定に係る生産方式革新実施計画に法第10条に基づく航空法の特例の適用がある場合に記載すること。

別記様式第5号（法第7条第6項関係）

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

農林水産大臣

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律  
第7条第4項第○号に規定する事項について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった生産方式革新実施計画に関し、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第4項第○号に掲げる事項が計画に記載されているため、同条第6項の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に関し、同意をしないとき又は同意に条件を付すときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

- 1 別添として申請に係る生産方式革新実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。
- 2 通知文の下線部分は、航空法第132条の85第1項第2号に掲げる飛行の禁止空域において無人航空機を飛行させる場合には「第3号」と記載し、航空法第132条の86第2項第1号から第3号まで、第5号又は第6号に掲げる飛行の方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる場合には「第4号」と記載するものとする。その両方を行う場合には「第3号及び第4号」と記載するものとする。

別記様式第6号（法第7条第1項関係）

番 号  
年 月 日

殿

〇〇農政局長

生産方式革新実施計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生産方式革新実施計画については、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号。以下「法」という。）第7条第1項及び生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（令和6年農林水産省告示第1777号）第四の〇<sup>\*1</sup>の規定に基づき、認定します。

また、下記の者が認定に係る生産方式革新実施計画に従って法第7条第2項第2号に掲げる事項として農地法（昭和27年法律第229号）第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う措置について、法第9条の規定に基づき農地法第43条第1項の規定による届出があったものとみなされたので下記により通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
	2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目	
登記簿				現況	
					m <sup>2</sup>
	届出者が有する 土地の権利の種類				

（留意事項）

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、農地法第4条第1項の規定に違反することとなることに留意すること。<sup>\*2</sup>

（備考）

- 1 下線部分<sup>\*1</sup>は、生産方式革新事業活動について先進的であると認められる要件を満たす生産方式革新実施計画の場合には「及び生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促

進に関する基本的な方針（令和6年農林水産省告示第1777号）第四の2」、促進措置が生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う生産方式革新事業活動と密接不可分であると認められる生産方式革新実施計画の場合には「及び生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（令和6年農林水産省告示第1777号）第四の3」、その両方に該当する場合は「並びに生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（令和6年農林水産省告示第1777号）第四の2及び3」と記載する。

- 2 下線部分※2は、認定に係る生産方式革新実施計画に法第7条第2項第2号に掲げる事項として農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う措置が含まれている場合に記載する。
- 3 「記」については、法第9条の規定を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 4 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 5 別添として、本通知に係る生産方式革新実施計画の写しを添付する。

別記様式第7号（法第7条第7項関係）

番 号  
年 月 日

〇〇市（町村）農業委員会会長 殿

〇〇農政局長

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律  
第7条第1項の認定について（通知）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第2項第2号に掲げる事項として農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う措置が記載された生産方式革新実施計画について、別紙写しのとおり認定をしたため、同条第7項の規定に基づき、通知する。

（記載要領）

- 1 別添として、認定通知書、認定に係る生産方式革新実施計画の写しを添付すること。
- 2 下線部分は、認定に係る農作物栽培高度化施設の所在する地を管轄する農業委員会を記載するものとし、農業委員会を置かない市町村にあつては当該所在地を管轄する市町村長を記載する。

別記様式第8号（法第7条第8項関係）

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

〇〇農政局長

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律  
第7条第1項の認定について（通知）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第2項第2号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業が記載された生産方式革新実施計画について、別紙写しのとおり認定をしたため、同条第8項の規定に基づき、通知する。

（記載要領）

別添として、認定通知書及び生産方式革新実施計画の申請書の写しを添付すること。

別記様式第9号

番 号  
年 月 日

殿

〇〇農政局長

生産方式革新実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで認定の申請のあった生産方式革新実施計画については、  
認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 11 号（法第 8 条第 2 項関係）

生産方式革新実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

〇〇農政局長 殿

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた生産方式革新実施計画について、下記のとおり変更したので、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

3 変更日

（備考）

- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

番 号  
年 月 日

殿

〇〇農政局長

生産方式革新実施計画の認定取消通知書

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定した生産方式革新実施計画については、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(注)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 13 号（法第 8 条第 4 項関係）

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

〇〇農政局長

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律  
第 8 条第 3 項の認定取消について（通知）

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定した生産方式革新実施計画については、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき認定を取り消したため、同条第 4 項に基づき通知します。

（記載要領）

別添として、認定取消通知書の写しを添付すること。

別記様式第 14 号

年 月 日

〇〇農政局長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

生産方式革新実施計画の認定取消しの申出

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた生産方式革新実施計画に係る生産方式革新事業活動について、下記の理由によりその認定の取消しを申し出ます。

記

認定の取消しを申し出る理由

別記様式第 15 号（法第 13 条第 1 項関係）

開発供給実施計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者

住 所  
氏 名

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、別記の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、開発供給事業を実施する計画の代表者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（提出する書面の目録）

- 別記様式第 16 号 開発供給実施計画
- （別表 1）合併等の措置の内容
- （別表 2）合併等の措置に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類
- （別表 3）合併等の措置に伴う不動産の譲渡、取得又は譲受けの内容
- （別表 4）開発供給事業に必要な資金の額及びその調達方法
- （別表 5）特例措置の活用に関する事項
- （別表 6）開発供給事業の用に供する設備等の導入に関する事項
- （別表 7）航空法の特例（法第 15 条関係）の適用に係る無人航空機の飛行に関する事項
- （別表 8）研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容に関する事項（法第 17 条第 1 項関係）
- （別表 9）スマート農業技術活用促進資金の貸付けに関する資金計画等
- （別表 10）農業競争力強化支援法第 24 条の特例措置の申請（法第 19 条関係）

注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。



## (2) 開発供給事業の内容

### ① 開発供給事業の促進の目標の該当項目（営農類型等・農作業、対象品目）

#### 【営農類型等・農作業】

- 水田作  
(育苗及び田植 除草 収穫、運搬及び調製)  
(品目名： )
- 畑作  
(播種及び移植 除草 収穫、運搬、選別及び調製)  
(品目名： )
- 露地野菜・花き作  
(除草及び防除 収穫及び運搬 選別、調製及び出荷)  
(品目名： )
- 施設野菜・花き作  
(栽培管理 収穫及び運搬 選別、調製及び出荷)  
(品目名： )
- 果樹・茶作  
(栽培管理 除草及び防除 収穫及び運搬 選別、調製及び出荷)  
(品目名： )
- 畜産・酪農  
(飼養管理 搾乳)  
(品目名： )
- 農作業共通  
(農作業の内容： )  
(品目名： )

注 該当するものにチェック（レ）をつけること。

農作業は、複数該当する場合には複数チェックをつけること。

また、品目名は、複数該当する場合には複数記載すること。ただし、品目横断的又は作業横断的な取組に該当し、対象品目を特定するのが困難な場合は、対象となる品目のうち代表的なものを5つ程度、例示として記載すること。

### ② 実施内容

#### (i) 対象とする営農類型・農作業分野における現状・課題、技術ニーズ

#### (ii) 開発供給事業の概要

(iii) 開発供給事業のうち開発段階の取組内容

- ア 本計画で開発する技術の内容
  
- イ 本計画で開発する技術による生産性向上の目標
  - i 生産性向上目標
  
  - ii i の数値の計算方法（生産現場の環境条件等を含む）
  
- iii 目標の達成が困難な場合、その理由及び目標の達成に向けた追加的な取組条件

(iv) 開発供給事業のうち供給段階の取組内容

- ア 供給する農業資材又はスマート農業技術活用サービスの内容及び供給方法
  
- イ 供給に関する目標
  - i 農業者等に対する販売又は提供の数量等に係る目標
  
  - ii i の数値の根拠
  
- ウ 供給に係る優位性及び事業の継続性
  - i 供給する農業資材又はスマート農業技術活用サービスの品質面・費用面での優位性
  
  - ii 事業の持続性（経済合理性）
  
- エ 農業者に対する費用・効果等の情報提供及び農業者等が継続して適切に当該農業資材を使用できるようにするための措置
  
- オ アの供給に係る技術に適合した生産方式の内容等を明確にするための措置

## 2 開発供給事業の実施期間及び実施体制

### (1) 開発供給事業の実施期間

#### ① 実施期間

実施期間： 年 月 ～ 年 月 (目標年度)
(うち供給の実施期間： 年 月 ～ 年 月)

注1 スマート農業技術活用促進資金の貸付けを希望する場合は、供給を実施する期間を括弧書き内に記載すること。

注2 原則5年以内で取り組むものとする。新品種の育成その他の開発する技術の特性や難度等に照らして事業の実施に相当な期間を要すると認められる場合には、10年以内とすること。

#### ② 開発供給事業の実施期間が5年を超える理由 (該当者のみ記載)

--

#### ③ 具体的なスケジュール

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
開発計画																				
供給計画																				

### (2) 開発供給事業の実施体制

--

注1 複数の事業者で共同申請する場合は、それぞれの申請者の役割分担が分かるように記載すること。

2 体制図などが分かる資料の添付をもって記載に代えることも可能。

## 3 開発供給事業の効率的な実施のために行う会社の合併等の措置の有無

### (1) 実施予定の有無 (予定ありの場合はチェックを記載し、(2)～(5)の別表を添付)

- 実施予定あり
- (2) 合併等の措置の内容  
別表1のとおり
- (3) 合併等の措置に伴う設備投資の内容  
別表6のとおり
- (4) 合併等の措置に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類  
別表2のとおり
- (5) 譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容  
別表3のとおり

4 開発供給事業に必要な資金の額及びその調達方法

別表4に記載すること（スマート農業技術活用促進資金の貸付けを希望する場合は、別表4に代えて別表9に記載すること。）。

5 開発供給事業の用に供する設備等の導入等に関する事項

別表6に記載すること

6 特例措置の活用に関する事項

別表5に記載すること。

7 確認事項

<input type="checkbox"/>	開発供給事業の実施に当たっては、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」等を踏まえた農作業の安全性対策に努めること
<input type="checkbox"/>	計画内に、技術上又は営農上の有用な情報等の保護すべき知的財産がある場合には、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」等を踏まえた対策に努めること
<input type="checkbox"/>	開発供給事業の実施にあたり、農業に由来する環境への負荷の低減に配慮していること
<input type="checkbox"/>	地方公共団体その他の関係者との連携を図ること等により、当該開発供給事業に関係する各種施策との調和して行っていること
<input type="checkbox"/>	特例を活用する場合に、関係機関に対し本計画の内容を、農林水産省から提供することに同意していること

(添付書類)

- 申請者が法人である場合には、申請者ごとの定款又はこれに代わる書面
- 申請者が法人でない団体である場合には、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 開発供給事業の実施に必要な行政庁の許認可等が必要な場合、当該許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請状況を明らかにした書類

## 合併等の措置の内容

## 申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

## 1. 措置の内容

措置事項	実施する措置の内容 及びその実施する時期	税制特例の 活用希望の有無 (登録免許税 の軽減)
法第2条第5項の要件		
合併		<input type="checkbox"/>
分割		<input type="checkbox"/>
出資の受入れ		<input type="checkbox"/>
会社の設立又は清算		<input type="checkbox"/>
規則第2条第1項の要件		
一 株式交換		
二 株式移転		
三 株式交付		
四 事業又は資産の譲渡又は譲受け		
五 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
六 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
七 有限責任事業組合に対する出資		
八 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		

## 2. 開発供給事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
合併等の措置に係る事業者		
国内売上高合計額		
国内売上高合計額の算出の根拠		

※ 合併等の措置に係る事業者が3者以上の場合には、「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。

※ 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。

※ 国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（合併等の措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。

### 合併等の措置に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類

#### 申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

#### (施設)

##### 1. 撤去する施設の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	所在家屋番号	種類・構造	用 途	床面積	帳 簿 価 額	撤去期日
1						
2						
3						
合 計						

##### 2. 撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額 (単位：百万円)

##### 3. 施設の相当程度の撤去の比率 %

#### (設備)

##### 1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	設 置 場 所	設備の名称	用 途	数量	帳 簿 価 額	廃棄期日
1						
2						
3						
合 計						

##### 2. 廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額 (単位：百万円)

##### 3. 設備の相当程度の廃棄の比率 %

(別表3)

合併等の措置に伴う譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				

## 開発供給事業に必要な資金の額及びその調達方法

## 申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

(単位：千円)

	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)	○年度 ( 年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入					
自己資金					
その他					

注1 設備等を導入する場合は別表6を添付すること。

2 本計画の認定をもって、予算事業（補助金・委託費等）や日本政策金融公庫の長期・低利融資の活用が確約されるわけではない点に留意すること（日本政策金融公庫からの資金の借入れに当たっては、別途、融資の申請及び審査が必要となります。）。

## 特例措置の活用に関する事項

## 申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて、活用を希望する特例措置にチェックすること。

チェック	活用する特例措置の内容	添付が必要な別表
<input type="checkbox"/>	日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け	別表6（※）、別表9
<input type="checkbox"/>	中小企業基盤整備機構による債務保証	別表6（※）、別表10
<input type="checkbox"/>	航空法の特例	別表7
<input type="checkbox"/>	研究機構の設備等の供用及び協力	別表8
<input type="checkbox"/>	登録免許税の軽減	別表1
<input type="checkbox"/>	種苗法の特例	なし

※ 設備等を導入する場合は別表6を添付すること。

## 開発供給事業の用に供する設備等の導入等に関する事項

## 氏名又は名称：

- 注1 法人のその他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 導入する者ごとに記載すること。

## 1 導入する設備等の導入時期、種類、金額等

導入時期	番号	設備等の種類・名称/型式	一体的な設備等	単価(千円)	数量	金額(千円)	合併等	特例措置
○年度	月 ③							
	月 ④							
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注1 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物附属設備、構築物のことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。必要な事項の明記された資料を添付することで代える場合は、その旨を記入すること。

3 「合併等」の欄には、合併等の措置に伴って導入する設備等である場合に「○」を記載すること。

4 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号(ア、イ)を記載すること。

ア：スマート農業技術活用促進資金（日本政策金融公庫による融資）

イ：中小企業基盤整備機構の債務保証

5 施設を整備する場合には、必要事項を2に記載すること。

## 2 施設の整備に係る事項

## (1) 開発供給事業に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容	施設の用に供する土地				
	施設の種類・用途等	所在	地番	地目		面積
				登記簿	現況	


注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「番号」の欄は、1の番号と対応するように記載すること。

3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。

## (2) 開発供給事業に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、(1)の番号と対応するように記載すること。

## (添付書類)

以下の書類を添付すること。

施設の規模及び構造を明らかにした図面



無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	無人航空機を飛行させる者								
	住所								
	技能証明書 ※3	技能証明書番号							
		区分		<input type="checkbox"/> 一等			<input type="checkbox"/> 二等		
		限定事項	種類						
総重量									
飛行の方法									
<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した※3。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。									
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<input type="checkbox"/> 航空局標準マニュアルを使用する。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。								
その他参考となる事項	<b>【変更申請に関する現に有効な情報】</b> 認定番号： 認定日：								
	<b>【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】</b> <input type="checkbox"/> 加入している（ <input type="checkbox"/> 対人 <input type="checkbox"/> 対物） 保険会社名： 商 品 名： 補 償 金 額：（対人） （対物） <input type="checkbox"/> 加入していない → 賠償能力 <input type="checkbox"/> 有 内容（ ） <input type="checkbox"/> 無								
備 考	<b>【緊急連絡先】</b> 担当者： 電話番号：								

※1 変更申請とは、認定を取得した後に「無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。

※2 機体認証書番号及び型式認証書番号の項目については、これらを有している場合にのみ記載する。その場合において、（別添1）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。

※3 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において、（別添2）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。

**（添付書類）**

以下の書類を添付すること。

- 別添1 （機体認証書番号及び型式認証書番号を記載している場合は不要）
- 別添2 （無人航空機操縦者技能証明の項目を記載している場合は不要）
- 別添3 （無人航空機を飛行させる者が複数名の場合）

## 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

登録記号等			
製造者名		型式又は名称	
総重量 <sup>*1</sup>			
機体認証書番号	<input type="checkbox"/> 第一種		<input type="checkbox"/> 第一種
	<input type="checkbox"/> 第二種		<input type="checkbox"/> 第二種
	<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が、使用条件等指定書の範囲内であることを確認した。		<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が、無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。
		型式認証書番号	

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造の有無を記載し、「改造している」場合には、4. の項も記載すること。<sup>\*2</sup>

改造の有無 : 改造していない / 改造している (→4. を記載)

3. 個別の機体認証無人航空機において使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機において無人航空機飛行規程に従わない場合には、4. の項を記載すること。

4. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合に加え、機体認証無人航空機においては使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機においては無人航空機飛行規程に従わない場合には、次の内容を確認すること。<sup>\*3</sup>

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
遠隔操作の機体 <sup>*4</sup>	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦の機体※5	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否/ <input type="checkbox"/> 該当せず

- ※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。
- ※2 改造記録を証明する参照資料として、飛行日誌（点検・整備記録）の写しを添付することができる。
- ※3 4. の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量、最大使用可能時間 等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等を確認したうえで選択すること。
- ※4 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※5 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

**（添付資料）**

以下の書類を添付すること。

- 別添4 （総重量 25kg 以上の無人航空機の場合）
- 別添5 （航空法の特例を利用する事項に応じて添付）
- 改造記録を証明する参考資料（飛行日誌（点検・整備記録）の写し等） （無人航空機の改造を行っている場合）

## 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者						
無人航空機操縦者技能証明	技能証明書番号					
	区分	<input type="checkbox"/> 一等			<input type="checkbox"/> 二等	
	限定事項	種類				
		総重量※1				
		飛行の方法				
<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。						

確認事項		確認結果	
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。※2	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	
	安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法）</li> <li>・気象に関する知識</li> <li>・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等）</li> <li>・取扱説明書等に記載された日常点検項目</li> <li>・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目</li> <li>・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制</li> <li>・飛行形態に応じた追加基準</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	
能力	一般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛行前に、次に掲げる確認が行えること。</li> <li>・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等）</li> <li>・燃料又はバッテリーの残量確認</li> <li>・通信系統及び推進系統の作動確認</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	
	遠隔操作の機体※3	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
		GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上昇</li> <li>・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機）</li> <li>・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機）</li> <li>・前後移動</li> <li>・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回）</li> <li>・下降</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	自動操縦の機体※4	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	

※1 総重量は最大離陸重量とする。

※2 飛行経歴を証明する参照資料として、飛行日誌（飛行記録）の写しを添付することができる。

- ※3 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。
- ※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

**(添付資料)**

以下の書類を添付すること。

- 別添6
- 飛行経歴を証明する参考資料（飛行日誌（飛行記録）の写し）

(別添3)

無人航空機を飛行させる者一覧

No	氏名	住所	技能証明書番号	区分	限定事項		
					種類	総重量	飛行の方法

- 無人航空機操縦者技能証明を保有する者について、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。

## 総重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

無人航空機の登録記号：

確認事項		確認結果
(1)	実施しようとする飛行において想定される気象条件その他の運用条件を設定し、当該条件下において、安定した離陸、着陸及び飛行ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(2)	機体と操縦装置との間の通信は、他の機器に悪影響を与えないものである。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(3)	発動機、モーター又はプロペラ（ローター）が故障した後、これらの破損した部品が飛散するおそれができる限り少ない構造である。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(4)	事故発生時にその原因調査をするための飛行諸元を記録できる機能を有している。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(5)	次表の想定される不具合モードに対し適切なフェールセーフ機能を有している。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

想定される不具合モード		
通信系統		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波状況の悪化による通信不通</li> <li>・操縦装置の故障</li> <li>・他の操縦装置との混信</li> <li>・送受信機の故障</li> </ul>
推進系統	発動機の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発動機の出力の低下又は停止</li> <li>・不時回転数上昇</li> </ul>
	電動の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モーターの回転数の減少又は停止</li> <li>・モーターの回転数上昇</li> </ul>
電源系統		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機体の主電源消失</li> <li>・操縦装置の主電源消失</li> </ul>
自動制御系統		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制御計算機の故障</li> </ul>

## 無人航空機の追加基準への適合性

無人航空機の登録記号：

○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行

○人及び物件との距離30mを確保できない飛行

基準確認事項		確認結果
(1)	第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有している。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず / <input type="checkbox"/> 飛行マニュアルに適合

○夜間飛行

基準確認事項		確認結果
(1)	無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有している。又は無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○目視外飛行

基準確認事項		確認結果
(1)	自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(2)	地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できる（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
(3)	不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動する。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○危険物の輸送

基準確認事項		確認結果
(1)	危険物の輸送に適した装備が備えられている。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○物件の投下

基準確認事項		確認結果
(1)	不用意に物件を投下する機構でない。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

## 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

無人航空機を飛行させる者は、申請する飛行の内容に該当する飛行形態に応じた次の要件にそれぞれ適合していることを確認した。

○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行

○人及び物件との距離30mを確保できない飛行

確認事項		確認結果
(1)	意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○夜間飛行

確認事項		確認結果
(1)	夜間、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○目視外飛行

確認事項		確認結果
(1)	モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができると及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否

○危険物の輸送

確認事項		確認結果
(1)	意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

○物件の投下

確認事項		確認結果
(1)	5回以上の物件投下の実績を有し、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず

研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容に関する事項  
(法第 17 条第 1 項関係)

申請者の氏名又は名称：

注 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載してください。

1. 利用を希望する研究開発設備等の内容

設備等の名称 (ほ場の場合、品目を記載)	所在地	面積・台数等	利用予定期間

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2. 利用目的及び方法

※ 可能範囲で、実証したい内容の優先順位（面積、作物特定、時期）等もご記載ください

3. 設備等に付随する施設等の利用希望の有無

- 機器の保管庫（保管する物品サイズ： ）
- 居室 注 居室を利用する際の回線利用に関しては、原則、申請者でご用意ください。
- RTK 基準局
- その他（ ）

4. 設備等に付随する管理作業等の利用希望の有無

- 維持・管理作業（具体的内容： ）
- 現状復旧作業
- その他（ ）

5. 専門家の派遣の利用希望の有無

- 派遣希望有り 注 希望有りの場合は以下を記載してください。

専門分野：

派遣頻度：

派遣場所：

スマート農業技術活用促進資金の貸付けに関する資金計画等  
(法第 18 条関係)

申請者の氏名又は名称：

資本金額： 円

従業員数： 名

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに作成すること。

1 開発供給事業により開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給を行う事業であることの確認

開発供給事業により開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給を行う事業を行うスマート農業技術活用サービス（法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる者）又は中小企業者が営む事業が次のいずれかに該当する。

- 開発供給事業により開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材の生産及び販売に関する事業  
(例：農業経営に必要な資材や機械設備の製造・販売)
- 開発供給事業により開発されたスマート農業技術等を活用して、農業者等の委託によって、当該農業者に代わって農作業を行うことに関する事業  
(例：農産物を生産するために必要となる農作業の受託)
- 開発供給事業により開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業  
(例：農業経営に必要な機械・ソフトウェアのレンタル・リース)
- 開発供給事業により開発されたスマート農業技術等に係る、農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣することに関する事業  
(例：スマート農業技術等を扱う上で必要となるノウハウを持つ人材の派遣)
- 開発供給事業により開発されたスマート農業技術等を活用し、農業に関する情報を収集し、整理し、及び分析し、並びに農業者等に対し、その結果を提供し、又は当該結果に基づく農業の生産性の向上のための指導若しくは助言を行うことに関する事業  
(例：データの収集・分析を通じた情報提供、助言)

## 2 経営計画

前1について、下記のとおり黒字化が見込まれること等から、生産・販売等に本格的に着手します。

(単位：千円)

内容 \ 年度	直近期	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売費及び一般管理費						
営業利益						
支払利息						
その他損益						
経常利益						
減価償却費						
キャッシュ・フロー						

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 減価償却費にはリース費用を算入すること。

3 キャッシュ・フローは「経常利益×50%+減価償却費」により算出すること。

## 3 供給計画（供給先）

(単位：千円)

供給先名 \ 年度	直近期	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

#### 4 資金計画

(金額単位：千円)

調達予定年度	使途・用途	数量・面積等	事業費	資金調達			
				補助金	スマート農業技術活用促進資金	その他借入金・出資金	その他（自己資金等）

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 開発供給事業の用に供する施設・設備等の導入のために必要な資金の額も含めて記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表6を添付すること。

農業競争力強化支援法第 24 条の特例措置の申請  
(法第 19 条関係)

申請者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

1 事業参入の目標

(1) 事業参入に係る事業の目標

--

(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標

--

2 事業参入の内容

(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給の内容その他事業参入に係る事業の内容

①事業参入の対象となる事業

--

②事業参入の具体的内容

--

③良質かつ低廉な農業資材の供給の取組内容

--

(2) 事業参入を行う場所の住所

--

(3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業参入を実施する場合

--

(4) 事業参入に伴う設備投資の内容

--

(5) 譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容

--

3 事業参入の実施時期

(1) 事業参入の開始時期及び終了時期

(2) 毎事業年度の実施予定

--

4 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

--

(添付書類)

- 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資することを示す書類【参考様式 良質かつ低廉な農業資材の供給について】

## 良質かつ低廉な農業資材の供給について

当社は、新たな農業用〇〇の開発、販売、運用サービスを行うことにより、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現を図る。

※※農業競争力強化支援法 事業参入計画（様式第十二）記入例を参照の上、各項目を記載。

- 1 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容
  
- 2 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標
  
- 3 上記2の数値目標設定の考え方及び算定根拠
  
- 4 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係
  
- 5 事業参入計画の具体的内容
  - ①取組内容
  
  - ②関係者の役割
  
  - ③スケジュール
  
- 6 農業用〇〇の概要
  
- 7 事業者の体制
  
- 8 販売拡大に向けた取組

別記様式第 17 号（法第 14 条第 1 項関係）

開発供給実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた開発供給実施計画について、別添のとおり変更したいので、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。



実施状況（令和●年度）

	1年目 (実績/計画)				2年目 (実績/計画)				3年目 (実績/計画)				4年目 (実績/計画)				5年目 (実績/計画)			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
開発計画																				
供給計画																				

注：計画の記載内容は、申請書の②（iv）開発・供給に係る取組の概要（スケジュール）に記載した計画を記載すること。

また、実施状況は、申請書に記載した計画と比較した進捗状況がわかるようにしたうえで、取組年度の内容のうち実績部分の部分には年度に（実績）と、計画の部分には（計画）と記載すること。

3 その他

(1) 合併等の状況

	措置事項	実施内容・実施時期	税制特例の 活用の有無 (登録免許税 の軽減)
法第2条第5項の要件	合併		<input type="checkbox"/>
	分割		<input type="checkbox"/>
	出資の受入れ		<input type="checkbox"/>
	会社の設立又は清算		<input type="checkbox"/>
規則第2条第1項の要件	株式交換		<input type="checkbox"/>
	株式移転		<input type="checkbox"/>
	株式交付		<input type="checkbox"/>
	事業又は資産の譲渡又は譲受け		<input type="checkbox"/>
	他の会社の株式又は持分の取得		<input type="checkbox"/>
	関係事業者の株式又は持分の譲渡		<input type="checkbox"/>
	有限責任事業組合に対する出資 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		<input type="checkbox"/>

注：合併等の措置を複数回実施した場合、当該事象が発生した時期をすべて記載すること。また、事象が発生した案件ごとに、税制特例の活用の有無を記載すること。

(2) 開発供給事業の用に供する設備等の導入状況

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

注：記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(3) 航空法の特例に関する事項

チェック内容	チェック
別表7に基づき申請した内容について、現時点において変更ない。	<input type="checkbox"/>

(4) 農研機構の研究開発設備等の活用状況

設備等の名称 (ほ場の場合、品目を記載)	所在地	面積・ 台数等	利用期間	専門家派遣等の 活用の有無
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(5) その他特例措置の活用状況

活用した特例措置にチェックすること

<input type="checkbox"/> (●名)	日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
<input type="checkbox"/> (●品種)	種苗法の特例
<input type="checkbox"/>	農業競争力強化支援法の特例（中小企業基盤整備機構による債務保証）

注1 公庫資金を複数の事業者が活用している場合は、活用している事業者数も併せて記載すること。

注2 種苗法の特例を活用した品種名を全て記載すること。

(備考)

- 1 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 下線部分は、認定に係る開発供給実施計画に法第15条に基づく航空法の特例の適用がある場合に記載すること。

事業所管大臣名 殿

農林水産大臣

開発供給実施計画について（通知）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった開発供給実施計画の認定に関し、同実施計画に貴職が所管する事業が記載されているため、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 13 条第 5 項の規定に基づき、通知する。

なお、本通知に対し、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し意見を述べるようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として申請に係る開発供給実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

国土交通大臣 殿

農林水産大臣

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第  
13 条第 3 項第○号に規定する事項について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった開発供給実施  
計画に認定に関し、同実施計画に記載された事項に農業の生産性の向上のためのスマー  
ト農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 13 条第 3 項第○号に  
掲げる事項が含まれているため、同条第 6 項の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及  
び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

- 1 別添として申請に係る開発供給実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付  
すること。
- 2 通知文の下線部分は、航空法第 132 条の 85 第 1 項第 2 号に掲げる飛行の禁止空域  
において無人航空機を飛行させる場合には「第 2 号」と記載し、航空法第 132 条の  
86 第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号又は第 6 号に掲げる飛行の方法のいずれか  
によらずに無人航空機を飛行させる場合には「第 3 号」と記載するものとする。そ  
の両方を行う場合には「第 2 号及び第 3 号」と記載するものとする。

別記様式第 21 号（法第 13 条第 7 項関係）

番 号  
年 月 日

農業生産関連事業所管大臣名 殿

農林水産大臣

開発供給実施計画の認定について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった開発供給実施計画に認定に関し、同実施計画に農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用  
の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 13 条第 3 項第 5 号に定める事項として  
貴職が所管する農業生産関連事業が記載されているため、同条第 7 項の規定に基づき、  
協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及  
び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として申請に係る開発供給実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付す  
ること。

殿

農林水産大臣

開発供給実施計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった開発供給実施計画については、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、認定します。

（備考）

別添として、本通知に係る開発供給実施計画の写しを添付する。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 殿

農林水産大臣

開発供給実施計画の認定に係る通知

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 13 条第 8 項に掲げる事項が記載された開発供給実施計画について、別紙写しのとおり当該実施計画を認定したため、同項の規定に基づき、その旨通知する。

（記載要領）

- 1 別添として、認定通知書、認定に係る開発供給実施計画の写しを添付すること。

殿

農林水産大臣

開発供給実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった開発供給実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 25 号（法第 14 条第 2 項関係）

開発供給実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた開発供給実施計画について、下記のとおり変更したので、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

3 変更日

(備考)

- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

殿

農林水産大臣

開発供給実施計画の認定取消通知書

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定した開発供給実施計画については、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 27 号（法第 14 条第 4 項関係）

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 殿

農林水産大臣

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第 14 条第 4 項の認定取消について（通知）

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定した開発供給実施計画については、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 14 法第 3 項に基づき認定を取り消したため、第 4 項に基づき通知します。

（記載要領）

別添として、認定取消通知書の写しを添付すること。

農林水産大臣 殿

申請者  
住 所  
氏 名

開発供給実施計画の認定取消しの申出

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた開発供給実施計画に係る開発供給事業活動について、下記の理由によりその認定の取消しを申し出ます。

記

認定の取消しを申し出る理由

別記様式第 29 号（法第 16 条第 1 項関係）

出願料軽減申請書（種苗法の特例措置の申請）

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請人（品種登録出願者）  
住所又は居所  
氏名又は名称  
法人の場合には代表者氏名：

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 16 条第 1 項の規定による出願料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請に係る出願品種  
農林水産植物の種類：  
出願品種の名称：
- 2 法第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる者又は同項第 2 号に掲げる者の別  
申請人は、  
 法第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる者  
 法第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる者
- 3 認定開発供給実施計画の認定番号及び認定年月日  
認定番号：  
認定年月日：
- 4 添付書面の目録  
 認定開発供給事業の成果に係るものであることを証する書面  
 職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）  
 使用者等が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定め  
の写し（該当する場合）

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 4 の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

別記様式第 30 号（法第 16 条第 2 項関係）

登録料軽減申請書（種苗法の特例措置の申請）

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請人（品種登録出願者）  
住所又は居所  
氏名又は名称  
法人の場合には代表者氏名：

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 16 条第 2 項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請に係る登録品種の品種登録の番号：
- 2 法第 16 条第 2 項第 1 号に掲げる者又は同項第 2 号に掲げる者の別申請人は、
  - 法第 16 条第 2 項第 1 号に掲げる者
  - 法第 16 条第 2 項第 2 号に掲げる者
- 3 認定開発供給実施計画の認定番号及び認定年月日  
認定番号：  
認定年月日：
- 4 登録料の納付年分：
- 5 添付書面の目録
  - 認定開発供給事業の成果に係るものであることを証する書面
  - 職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
  - 使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真（該当する場合）

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 5 の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

別記様式第 31 号 (法第 21 条関係)

生産方式革新実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた生産方式革新実施計画に係る生産方式革新事業活動の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 生産方式革新事業活動の実施状況

(1) 生産方式革新事業活動の目標

計画終了時の目標 (令和〇年度)	実施状況 (令和〇年度)

注1 計画の認定後に、変更の認定、若しくは変更の届出があった場合は、変更後の計画内容を記載すること。

2 「計画終了時の目標」には、(別記様式第2号)生産方式革新実施計画4(3)の労働生産性のB計画終了時の目標の値を記載すること。

3 「実施状況」については、報告年度の前年度における認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動の労働生産性の値を記載すること。

(2) 生産方式革新事業活動の用に供する設備等の導入状況

導入した者	計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況	税制特例の適用
			<input type="checkbox"/> 済
			<input type="checkbox"/> 済
			<input type="checkbox"/> 済

注1 申請者、促進事業者ごとに作成すること。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 (税制特例の適用を受けた促進事業者のみ) 導入した設備等の使用状況がわかる書類を添付すること。

2 経営面積等に関する実施状況

【単位面積：ha】

年度	目標 (令和○年度)	実施状況 (令和○年度)
対象品目の栽培面積		
対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積 <sup>※注1</sup>		
新たな生産の方式を導入する面積	うち取組イ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ロ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ハ <sup>※注2</sup>	
	うち取組ニ <sup>※注2</sup>	

注1 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」には、既に導入を済ませている面積も含めること。

2 「新たな生産の方式を導入する面積」のうちイ、ロ、ハ、ニは、計画書の4(4)Cの類別毎の取組面積を記載すること。

3 売上高で計画の認定を受けている場合は、単位を変更するとともに、項目を「対象品目の売上高」「対象品目の売上高のうち生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」「新たな生産の方式により生産した農産物の売上高」に変更すること。また、飼養頭数で計画の認定を受けている場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

### 3 実績に対する評価

--

注1 「評価」には、実施状況について、以下のAからCのいずれかを記載すること。

なお、Cの場合には、その理由を記載すること

A：計画どおり達成できた B：概ね計画どおり達成できた C：達成できなかった

### 4 促進事業者に関する事項

チェック内容	チェック
別紙2又は3に記載の促進事業者との継続的な取引を行っている。	<input type="checkbox"/>

### 5 航空法の特例に関する事項

チェック内容	チェック
別表7に基づき申請した内容について、現時点において変更ない。	<input type="checkbox"/>

(備考)

- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 下線部分は、認定に係る生産方式革新実施計画に法第10条に基づく航空法の特例の適用がある場合に記載すること。

別記様式第 32 号 (法第 21 条関係)

開発供給実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた開発供給実施計画に係る  
開発供給事業活動の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 開発供給事業活動の実施状況

計画の記載内容 (目標)

	1 年目				2 年目				3 年目				4 年目				5 年目			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
開発計画																				
供給計画																				

実施状況 (令和●年度)

	1 年目 (実績/計画)				2 年目 (実績/計画)				3 年目 (実績/計画)				4 年目 (実績/計画)				5 年目 (実績/計画)			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4



法第2条第5項の要件	合併		<input type="checkbox"/>
	分割		<input type="checkbox"/>
	出資の受入れ		<input type="checkbox"/>
	会社の設立又は清算		<input type="checkbox"/>
規則第2条第1項の要件	株式交換		
	株式移転		
	株式交付		
	事業又は資産の譲渡又は譲受け		
	他の会社の株式又は持分の取得		
	関係事業者の株式又は持分の譲渡		
	有限責任事業組合に対する出資		
	保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		

注：合併等の措置を複数回実施した場合、当該事象が発生した時期をすべて記載すること。また、事象が発生した案件ごとに、税制特例の活用の有無を記載すること。

(2) 開発供給事業の用に供する設備等の導入状況

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(3) 航空法の特例に関する事項

チェック内容	チェック
別表7に基づき申請した内容について、現時点において変更ない。	<input type="checkbox"/>

(4) 農研機構の研究開発設備等の活用状況

設備等の名称 (ほ場の場合、品目を記載)	所在地	面積・ 台数等	利用期間	専門家派遣等の 活用の有無
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(5) その他特例措置の活用状況

活用した特例措置にチェックすること

<input type="checkbox"/>	日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
<input checked="" type="checkbox"/> (●名)	

<input type="checkbox"/> (●品種)	種苗法の特例
<input type="checkbox"/>	農業競争力強化支援法の特例（中小企業基盤整備機構による債務保証）

注1 公庫資金を複数の事業者が活用している場合は、活用している事業者数も併せて記載すること。

注2 種苗法の特例を活用した品種名を全て記載すること。

(備考)

- 1 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 下線部分は、認定に係る開発供給実施計画に法第15条に基づく航空法の特例の適用がある場合に記載すること。